

山梨県公報

号外第八十二号

平成十九年

十二月二十六日

水曜日

目次

条 例

山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例	五
山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部を改正する条例	七
山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例	七
山梨県職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	七
山梨県職員給与及山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	八
山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例	一六
山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例	二〇
山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	二三
山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	二三
山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例	五八
山梨県公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例	五八
山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	五八
山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例	五九

条例のあらまし

山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例(条例第六十号)(人事課)

- 1 この条例は、地方公務員法第二十六条の五第一項、第五項及び第六項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとした。
- 2 任命権者は、職員としての在職期間が二年以上である職員が自己啓発等休業を請求した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修のための休業にあっては二年(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場

合は、三年)、国際貢献活動のための休業にあっては三年を超えない範囲内の期間で当該職員の自己啓発等休業をすることを承認することができることとした。

3 自己啓発等休業をすることができる教育施設を次のとおりとすることとした。

- (一) 学校教育法第八十三条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第九十一条に規定する専攻科及び同法第九十七条に規定する大学院を含む。)
- (二) 学校教育法第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第四百四条第四項第二号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設
- (三) (一)及び(二)に掲げる教育施設に相当する外国の大学

4 自己啓発等休業をすることができる奉仕活動は、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第三号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動とした。

5 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしなければならぬこととした。

6 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が1の期間を超えない範囲内において、自己啓発等休業の期間の延長を請求することができるが、当該延長は、特別の事情がある場合を除き、一回に限ることとした。

7 任命権者は、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、自己啓発等休業の承認を取り消すものとした。

- (一) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (二) 自己啓発等休業をしている職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないこと等の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

8 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならないこととした。

- (一) その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合。
- (二) その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している

場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合。
(三) 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合。

9 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、号給の調整をすることができることとした。

10 自己啓発等休業をした期間についての山梨県職員の退職手当に関する条例の規定の適用については、その期間（大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資すると認められる場合等については二分の一）を在職期間から除算することとした。

11 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正
自己啓発等休業と事由が重なる研修休暇（無給休暇）を廃止することとした。

12 山梨県職員定数条例及び山梨県教育委員会職員等定数条例の一部改正
自己啓発等休業の職員は、定数外とすることとした。

13 山梨県職員の留学費用の償還に関する条例の一部改正
県費で留学した場合において、留学期間の翌日から起算して在職期間が五年に達するまでに離職した場合は、在職期間に応じて費用を返還することとなっているが、自己啓発等休業の期間は当該在職期間には含まないこととした。

14 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。
山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部を改正する条例（条例第六十一号）
（新行政システム課）

1 自動車税事務所の総合県税事務所への統合に伴い、自動車税事務所に係る規定を削除することとした。

2 総合県税事務所及び計量検定所の旧東八代合同庁舎への移転に伴い、総合県税事務所及び計量検定所の位置を甲府市から笛吹市に改めることとした。

3 自動車税事務所長に委任されている自動車税及び自動車取得税に関する賦課徴収等の知事の権限について、総合県税事務所長への委任に改めるとともに、自動車税事務所長から総合県税事務所長への徴収等の引継ぎについて統合により不要となるため、規定を削除することとした。

4 この条例は平成二十年四月一日から施行することとした。ただし、2については、平成二十一年一月一日から施行することとした。

山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第六十二号）
（人事課）

1 行財政改革の推進等にかんがみ、特別職の職員等の給料を減額する期間を平成二十一年十二月三十一日まで延長することとした。

2 この条例は、平成二十年一月一日から施行することとした。
山梨県職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第六十三号）
（人事課）

1 行財政改革の推進等にかんがみ、管理職手当の支給を受ける職員の給料を減額する率を引き上げる等の措置を講じた上で減額する期間を延長することとした。
(一) 管理職手当の支給を受ける職員の給料月額を減額する率を平成二十年一月一日から百分の二から百分の四に引き上げる措置を講じた上で、減額する期間を平成二十一年十二月三十一日まで延長することとした。

(二) 管理職手当の額を減額する措置を平成十九年十二月三十一日までとすることとした。
2 この条例は、平成二十年一月一日から施行することとした。
山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第六十四号）（人事課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成十九年十月十七日付けの給与に関する勧告並びに一般職の国家公務員の給与改定等にかんがみ、次の改正を行うこととした。
(一) 初任給を中心に若年層に限定した給料表の改定を行うこととした。
(二) 扶養親族たる子等に係る扶養手当の月額を六千五百円に引き上げることとした。
(三) 勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げることとした。

(1) 再任用職員及び特定任期付職員以外の職員に係る勤勉手当の支給割合を、平成十九年十二月期については〇・七五五分に引き上げることとした。
(2) 再任用職員及び特定任期付職員以外の職員に係る勤勉手当の支給割合を平成二十年度以降六月期については〇・七五五分に引き上げ、十二月期についても〇・七五五分に引き上げることとした。

(四) 特定任期付職員に係る期末手当の支給月数を、十二月期については一・八月分に引き上げることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(三)(2)については、平成二十年四月一日から施行することとした。

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第六十五号）（教育庁福利給与課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成十九年十月十七日付けの給与に関する勧告並びに一般職の国家公務員の給与改定等にかんがみ、次の改正を行うこととした。
(一) 初任給を中心に若年層に限定した給料表の改定を行うこととした。

(二) 扶養親族たる子等に係る扶養手当の月額を六千五百円に引き上げることとした。
(三) 管理職手当の月額の上限を管理職の職員に属する職務の級における最高の号給の給料月額の百分の二十五とすることとした。

(四) 勤勉手当について、次に掲げる改正を行うこととした。

(1) 再任用職員以外の職員に係る勤勉手当の支給割合を、平成十九年十二月期については〇・七七五分分に引き上げることとした。

(2) 再任用職員以外の職員に係る勤勉手当の支給割合を平成二十年度以降六月期については〇・七五分分に引き上げ、十二月期についても〇・七五分分に引き上げることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(三)については、平成二十年一月一日から、1(四)(2)については同年四月一日から施行することとした。

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(条例第六十六号)(警察本部警務課)

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成十九年十月十七日付けの給与に関する勧告並びに一般職の国家公務員の給与改定等にかんがみ、次の改正を行うこととした。

(一) 初任給を中心に若年層に限定した給料表の改定を行うこととした。

(二) 扶養親族たる子等に係る扶養手当の月額を六千五百円に引き上げることとした。

(三) 勤勉手当について、次に掲げる改正を行うこととした。

(1) 再任用職員以外の職員に係る勤勉手当の支給割合を、平成十九年十二月期については〇・七五分分に引き上げることとした。

(2) 再任用職員以外の職員に係る勤勉手当の支給割合を平成二十年以降六月期については〇・七五分分に引き上げ、十二月期についても〇・七五分分に引き上げることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(三)(2)については、平成二十年四月一日から施行することとした。

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第六十七号)(人事課)

1 失業者の退職手当に係る規定から「船員保険法」の文言を削除する改正規定の施行期日を日本年金機構法の施行の日から施行することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例(条例第六十八号)(人事課)

1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正にかんがみ、次の改正を行うこと

とした。

2 山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(一) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、百分の百以下の換算率により調整を行うことができることとした。

(二) 職員(非常勤職員等を除く)が、再度の育児休業をすることができる特別の事情について定めることとした。

(三) 育児短時間勤務をすることができない職員について定めることとした。

(四) 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができるとする特別の事情を定めることとした。

(五) 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定めるとされた職員及び学校職員の勤務の形態を次のとおり定めることとした。

(1) 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日(勤務時間を割り振らない日を含む。以下同じ。)とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

(2) 四週間を超えない期間につき一週間当たりの一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たり勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

(六) 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続について定めることとした。

(七) 育児短時間勤務の承認の取消事由について定めることとした。

(八) 育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情について定めることとした。

(九) 育児短時間勤務をした期間についての山梨県職員の退職手当に関する条例の適用については、その期間の三分の一を在職期間から除算することとした。

3 山梨県職員給与条例の一部改正

地方公務員の育児休業等に関する法律の承認を受けて育児短時間勤務をする職員の給与について定めることとした。

4 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

(一) 育児短時間勤務の承認を受けた職員の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定めることとした。

(二) 任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児勤務時間等の内容に従い、週休日を設定することができることとした。

(三) 任命権者は、育児短時間勤務職員等に対し公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができることとした。

- 5 山梨県学校職員給与条例の一部改正
 - (一) 地方公務員の育児休業等に関する法律の承認を受けて育児短時間勤務をする教育職員の給与について定めることとした。
 - (二) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下「任期付職員法」という。）の規定により採用された教育職員の給料月額を、当該職員に適用される給料表の任期付職員の欄に掲げる額とすることとした。
 - (三) 育児休業法又は任期付職員法により採用された教育職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額について定めることとした。
- 6 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正
 - (一) 育児短時間勤務の承認を受けた学校職員の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、県教育委員会が定めることとした。
 - (二) 県教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間等の内容に従い、週休日を設けることができることとした。
 - (三) 県教育委員会は、育児短時間勤務等をとする学校職員に対し公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において勤務を命ずることができることとした。
- 7 山梨県警察職員給与条例の一部改正
地方公務員の育児休業等に関する法律の承認を受けて育児短時間勤務をする職員の給与について定めることとした。
- 8 育児休業をした職員が、平成十九年八月一日以前に職務に復帰した場合の2(一)による号給の調整は行わないこととした。
- 9 平成十九年八月一日以後に育児休業から職務に復帰した場合の2(一)の号給の調整は、平成十九年八月一日以前の期間については二分の一の換算率により行うこととした。
- 10 その他規定の整備を行うこととした。
- 11 この条例は平成二十年四月一日から施行することとした。ただし2(一)、8及び9については、公布の日から施行することとした。
山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第六十九号）（職業能力開発課）
 - 1 技能検定試験を行う職種から「家庭用電気治療器調整」及び「浴槽設備施工」を削除することとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
山梨県公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十号）（大気水質保全課）

- 1 調停が打ち切られた後、二週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請についての手数料の額は、通常の算出方法により算定した手数料の額から、当該調停の際に納付された手数料の額を控除した額とすることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第七十一号）（住宅課）
 - 1 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正
 - (一) 特定公共賃貸住宅の入居者資格に、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないことを加えることとした。
 - (二) 特定公共賃貸住宅に同居しようとする者が暴力団員であるときは、同居の承認を行わないこととした。
 - (三) 入居者としての地位の承継をしようとする者が暴力団員であるときは、入居の承認を行わないこととした。
 - (四) 特定公共賃貸住宅の明渡しの請求事由に、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときを加えることとした。
 - (五) 入居者又は同居者が暴力団員であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができることとした。
 - (六) 警察本部長は、その保有する情報により入居者又は同居者が暴力団員であると認めるときは、知事に対し、その情報を提供することができることとした。
 - 2 山梨県営住宅設置及び管理条例の一部改正
 - (一) 県営住宅の入居者資格に、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないことを加えることとした。
 - (二) 県営住宅に同居しようとする者が暴力団員であるときは、同居の承認を行わないこととした。
 - (三) 入居者としての地位の承継をしようとする者が暴力団員であるときは、入居の承認を行わないこととした。
 - (四) 県営住宅の明渡しの請求事由に、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときを加えることとした。
 - (五) 入居者又は同居者が暴力団員であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができることとした。
 - (六) 警察本部長は、その保有する情報により入居者又は同居者が暴力団員であると認めるときは、知事に対し、その情報を提供することができることとした。
 - (七) その他規定の整備を行うこととした。
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十七号）（警察本部警備第一課）

- 1 公共の福祉の確保に資するため、県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用について新たな規制を行うこととした。
 - (一) 拡声機から十メートル以上離れた地点での測定を要件としていたものを、拡声機から十メートル未満の地点において音量を測定した場合であっても、これを十メートルの地点で測定した音量に換算し測定できることとした。
 - (二) 警察官に停止命令を受けた者が更に違反行為をした場合、警察署長は、時間と区域を指定して拡声機の使用停止を命ずることができることとした。
 - (三) 警察署長は、違反者を特定する必要があるから、警察官に拡声機が所在する場所への立入調査を命ずることができることとした。
 - (四) 罰則規定の新設を行うこととした。
 - (五) その他規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第六十号

山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の五第一項、第五項及び第六項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第二条 任命権者は、職員としての在職期間が二年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第三条 法第二十六条の五第一項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあっては二年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人

事委員会規則で定める場合は、三年）、国際貢献活動のための休業にあっては三年を超えない範囲内の期間とする。

(大学等教育施設)

第四条 法第二十六条の五第一項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第九十一条に規定する専攻科及び同法第九十七条に規定する大学院を含む。）
- 二 学校教育法第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第四百四条第四項第二号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- 三 前二号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）（奉仕活動）

第五条 法第二十六条の五第一項の条例で定める奉仕活動は、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）第十三条第一項第三号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。第八条及び第九条において同じ。）とする。

(自己啓発等休業の承認の申請)

第六条 自己啓発等休業の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第七条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第三条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第八条 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第九条 法第二十六条の五第五項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 1 第二条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。
- 2 自己啓発等休業の承認の取消事由は、次に掲げる事由とする。
- 3 自己啓発等休業の承認の取消事由は、次に掲げる事由とする。

一 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

二 自己啓発等休業をしている職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第九条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

一 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
二 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
三 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的な連絡を取るにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第十条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第十一条 山梨県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての山梨県職員の退職手当に関する条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業の期間中

の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会規則で定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数」とする。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

2 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「別表第一」を「別表」に改める。

第十六条第一項中「研修その他の」を削り、「その種類及び期間は、別表第二に定めるところによる」を、「その期間は、その都度任命権者が必要と認める期間とする」に改める。

別表第二を削り、別表第一を別表とし、別表第一の附表を別表の附表とし、別表第一の附表の二を別表の附表の二とする。

(山梨県職員定数条例の一部改正)

3 山梨県職員定数条例(昭和二十八年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項に次の一号を加える。

十 山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年山梨県条例第六十号)第二条の規定により自己啓発等休業の承認を受けている職員

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

4 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「別表第一」を「別表」に改める。

第十七条第一項中「研修その他の」を削り、「その種類及び期間は、別表第二に定めるところによる」を、「その期間は、その都度県教育委員会が必要と認める期間とする」に改める。

別表第二を削り、別表第一を別表とし、別表第一の附表を別表の附表とし、別表第一の附表の二を別表の附表の二とする。

(山梨県教育委員会職員等定数条例の一部改正)

5 山梨県教育委員会職員等定数条例（平成十四年山梨県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

十一 山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年山梨県条例第六十号）

第二条の規定により自己啓発等休業の承認を受けている職員

（山梨県職員の留学費用の償還に関する条例の一部改正）

6 山梨県職員の留学費用の償還に関する条例（平成十九年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次の一号を加える。

六 地方公務員法第二十六條の五第一項の規定による自己啓発等休業をした期間

山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第六十一号

山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県行政機関等の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、「（自動車税及び自動車取得税に関する賦課事務を除く。）」を削り、同条第二項の表中、「甲府市」を「笛吹市」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第十二条第二項の表中、「甲府市」を「笛吹市」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第四条第二項の表及び第十二条第二項の表の改正規定は、平成二十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に山梨県自動車税事務所の長によつてなされた処分その他の行為又は山梨県自動車税事務所の長に対してなされた申請その他の行為は、この条例による改正後の山梨県総合県税事務所の長によつてなされた処分その他の行為又はこの条例による改正後の山梨県総合県税事務所の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（山梨県県税条例の一部改正）

3 山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。
第四条の見出し中、「県税事務所等」を「県税事務所」に改め、同条第一項中、「（以

下「賦課徴収等」という。）」を削り、同項ただし書中「次の各号に」を「次に」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、「及び山梨県自動車税事務所（以下「県税事務所等」という。）」を削り、同項を同条第三項とする。

第四条の二を削り、第四条の三を第四条の二とする。

第七条中、「（自動車税及び自動車取得税に係るものにあつては、山梨県自動車税事務所）」を削る。

第九条第一項及び第十條中、「県税事務所等」を「県税事務所」に改める。

山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第六十二号

山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県知事等の給料の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十一年十二月三十一日」に改める。

附則

この条例は、平成二十年一月一日から施行する。

山梨県職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第六十三号

山梨県職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県職員等の給与の特例に関する条例（平成十七年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成十八年一月一日から平成十九年十二月三十一日まで」を「平成二十年一月一日から平成二十一年十二月三十一日まで」に、「百分の二」を「百分の四」に、「百分の六・六」を「百分の三・三」に改める。

第二条を削り、第三条を第二条とする。

附則第二項を削り、附則第三項中「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十一年十二月三十一日」に改め、同項を附則第二項とする。

附則

この条例は、平成二十年一月一日から施行する。

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

山梨県知事 横内 正明

山梨県条例第六十四号

山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「六千円(職員に扶養親族でない配偶者があつてはそのうち一人については六千五百円、)を「六千五百円(」に、「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては、」に改める。

第十四条第一項中「一」を「い」に改め、同条第三項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となつた」に改める。

第三十三条第二項第一号中「百分の七十二・五」を「百分の七十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に改める。

別表第一中

1級	2級	3級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
134,000	183,800	221,100
135,100	185,600	223,000
136,200	187,400	224,900
137,300	189,200	226,800
138,400	190,800	228,600
139,500	192,600	230,600
140,600	194,400	232,600
141,700	196,200	234,600
142,800	198,000	236,600
144,100	199,800	238,600
145,400	201,600	240,600
146,700	203,400	242,600
148,000	205,000	244,600
149,500	206,900	246,600
151,000	208,800	248,600

217,700	279,000	327,700	190,900	250,000	292,400	152,500	210,700	250,600
			192,200	251,600	294,200			
218,800	280,200	328,800	193,500	253,200	296,000	153,800	212,600	252,600
219,900	281,200	329,800				155,300	214,600	254,600
221,000	282,200	330,800	194,900	254,600	297,900	156,800	216,600	256,600
222,100	283,200	331,800	196,200	256,000	299,600	158,300	218,600	258,600
			197,500	257,400	301,300			
223,000	284,200	332,700	198,800	258,800	303,000	159,700	220,400	260,500
224,100	285,100	333,500				162,300	222,400	262,400
225,200	286,000	334,300	200,000	260,100	304,700	164,900	224,400	264,300
226,300	286,900	335,100	201,300	261,500	306,400	167,500	226,400	266,200
			202,600	262,900	308,100			
			203,900	264,300	309,800	170,200	228,300	268,200
						171,900	230,200	270,100
						173,600	232,100	272,000
						175,300	234,000	273,900
			205,100	265,600	311,300			
			206,300	266,900	312,900			
			207,500	268,200	314,500			
			208,700	269,500	316,100	176,800	235,700	275,800
						178,600	237,300	277,700
						180,400	238,900	279,600
			210,000	270,600	317,800	182,200	240,500	281,500
			211,100	271,900	319,400			
			212,200	273,200	321,000			
			213,300	274,500	322,600	183,800	242,100	283,200
						185,300	243,700	285,100
						186,800	245,300	287,000
			214,400	275,700	324,100	188,300	246,900	288,900
			215,500	276,800	325,300			
			216,600	277,900	326,500	189,600	248,400	290,600

を

1級	2級	3級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
135,600	185,800	222,900
136,700	187,600	224,800
137,900	189,400	226,700
139,000	191,200	228,500
140,100	192,800	230,200
141,200	194,600	232,100
142,300	196,400	234,000
143,400	198,200	235,800

付職員の欄に「138,400」を「140,100」に改める。

211,600	270,600	317,800	182,400	239,500	279,600	144,500	200,000	237,700
212,600	271,900	319,400	184,200	241,000	281,500	145,900	201,800	239,600
213,600	273,200	321,000	185,800	242,500	283,200	147,200	203,600	241,500
214,600	274,500	322,600	187,300	244,000	285,100	148,500	205,400	243,400
			188,800	245,500	287,000	149,800	207,000	245,300
215,600	275,700	324,100	190,300	247,100	288,900	151,300	208,900	247,200
216,600	276,800	325,300				152,800	210,800	249,000
217,600	277,900	326,500	191,600	248,400	290,600	154,400	212,700	250,800
218,600	279,000	327,700	192,900	250,000	292,400			
			194,200	251,600	294,200	155,700	214,600	252,600
219,600	280,200	328,800	195,500	253,200	296,000	157,200	216,500	254,600
220,600	281,200	329,800				158,700	218,400	256,600
221,600	282,200	330,800	196,900	254,600	297,900	160,200	220,300	258,600
222,600	283,200	331,800	198,200	256,000	299,600			
			199,500	257,400	301,300	161,600	222,000	260,500
223,400	284,200	332,700	200,800	258,800	303,000	164,300	223,900	262,400
224,400	285,100	333,500				166,900	225,800	264,300
225,400	286,000	334,300	202,000	260,100	304,700	169,500	227,700	266,200
226,500	286,900	335,100	203,300	261,500	306,400			
			204,600	262,900	308,100	172,200	229,500	268,200
			205,900	264,300	309,800	173,900	231,300	270,100
						175,600	233,100	272,000
			207,100	265,600	311,300	177,300	234,900	273,900
			208,200	266,900	312,900			
			209,300	268,200	314,500	178,800	236,500	275,800
			210,400	269,500	316,100	180,600	238,000	277,700

に改め、
同表任期

給料月額 円	給料月額 円
237,700	323,400
240,200	326,500
242,700	329,600
245,200	332,700
247,600	335,600
251,400	338,900
255,200	342,200
259,000	345,500
262,600	348,600
266,600	351,800
270,600	355,000
274,600	358,200
278,500	361,300
282,500	365,000
286,500	368,700
290,500	372,400
294,300	376,000
297,900	378,800
301,500	381,600
305,100	384,400
308,800	387,300

280,000	365,000
284,000	368,700
288,000	372,400
291,800	376,000
295,500	378,800
299,200	381,600
302,900	384,400
306,700	387,300
310,600	389,900
314,500	392,500
318,400	395,100
322,100	397,500
325,100	399,800
328,100	402,100
331,100	404,400
334,200	406,800
336,800	408,900
339,400	411,000
342,000	413,100

を

1級	2級
----	----

別表第二イの表中

1級 給料月額 円	2級 給料月額 円
235,200	322,200
237,700	325,300
240,200	328,400
242,700	331,500
245,100	334,400
248,900	337,800
252,700	341,200
256,500	344,600
260,100	347,800
264,100	351,200
268,100	354,600
272,100	358,000
276,000	361,300

140,000	177,700	213,400	242,100
141,400	179,300	215,000	243,800
142,800	180,900	216,600	245,500
144,000	182,400	218,200	247,200
145,700	184,000	219,900	248,900
147,400	185,600	221,600	250,600
149,100	187,200	223,300	252,300
150,800	188,800	225,000	254,000
152,500	190,500	226,800	255,700
154,200	192,200	228,600	257,400
155,900	193,900	230,400	259,100
157,400	195,500	232,300	260,800
159,300	197,100	234,000	262,700
161,200	198,700	235,700	264,600
163,100	200,300	237,400	266,500
165,000	201,900	239,200	268,200
166,900	203,600	240,900	270,100
168,800	205,300	242,600	272,000
170,700	207,000	244,300	273,900
172,600	208,500	246,000	275,700
174,100	210,100	247,700	277,600
175,600	211,700	249,400	279,500

312,600	389,900
316,300	392,500
320,000	395,100
323,600	397,500
326,500	399,800
329,300	402,100
332,100	404,400
335,000	406,800
337,400	408,900
339,800	411,000
342,200	413,100

に改め、別表第二口の表中

1級	2級	3級	4級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
138,600	176,100	211,800	240,400

205,500	249,000	287,300	319,200
206,700	250,600	289,000	320,800
207,900	252,200	290,700	322,400
209,100	253,800	292,400	324,000
210,300	255,400	293,900	325,500
211,400	256,800	295,500	326,800
212,500	258,200	297,100	328,100
213,600	259,600	298,700	329,400
214,700	260,900	300,100	330,500
215,800	262,300	301,600	331,600
216,900	263,700	303,100	332,700
218,000	265,100	304,600	333,800
219,100	266,300	306,200	334,700
220,100	267,600	307,600	335,700
221,100	268,900	309,000	336,700
222,100	270,200	310,400	337,700
223,200	271,300	311,700	338,500
224,300	272,600	313,000	339,200
225,400	273,900	314,300	339,900
226,500	275,200	315,600	340,600

177,100	213,300	251,100	281,400
178,700	214,900	252,800	283,400
180,200	216,600	254,500	285,300
181,700	218,300	256,200	287,200
183,200	220,000	257,900	289,100
184,800	221,700	259,600	291,100
186,100	223,500	261,400	293,000
187,400	225,300	263,200	294,900
188,700	227,100	265,000	296,800
190,100	229,000	266,600	298,600
191,500	230,700	268,400	300,400
192,900	232,400	270,200	302,200
194,300	234,100	272,000	304,000
195,500	235,900	273,700	305,700
196,800	237,600	275,400	307,400
198,100	239,300	277,100	309,100
199,400	241,000	278,800	310,800
200,600	242,600	280,500	312,600
201,800	244,200	282,200	314,300
203,000	245,800	283,900	316,000
204,200	247,400	285,600	317,700

を

1級	2級	3級	4級
----	----	----	----

174,600	210,600	246,700	275,700
176,100	212,200	248,300	277,600
177,600	213,800	249,800	279,500
179,100	215,400	251,300	281,400
180,700	217,000	252,800	283,400
182,200	218,600	254,500	285,300
183,700	220,200	256,200	287,200
185,200	221,800	257,900	289,100
186,800	223,400	259,600	291,100
188,100	225,100	261,400	293,000
189,400	226,800	263,200	294,900
190,700	228,500	265,000	296,800
192,100	230,300	266,600	298,600
193,500	231,900	268,400	300,400
194,900	233,500	270,200	302,200
196,300	235,100	272,000	304,000
197,500	236,800	273,700	305,700
198,800	238,400	275,400	307,400
200,100	240,000	277,100	309,100
201,400	241,600	278,800	310,800
202,600	243,100	280,500	312,600
203,800	244,600	282,200	314,300

給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
140,300	178,200	213,600	241,900
141,700	179,800	215,200	243,500
143,100	181,400	216,800	245,100
144,500	183,000	218,400	246,700
145,700	184,500	220,000	248,300
147,500	186,100	221,700	249,900
149,200	187,700	223,400	251,500
150,900	189,300	225,100	253,100
152,600	190,900	226,800	254,700
154,300	192,600	228,600	256,300
156,000	194,300	230,400	257,800
157,800	196,000	232,100	259,300
159,300	197,600	233,900	260,800
161,200	199,200	235,500	262,700
163,200	200,800	237,100	264,600
165,100	202,400	238,700	266,500
167,000	204,000	240,300	268,200
168,900	205,700	241,900	270,100
170,800	207,400	243,500	272,000
172,700	209,100	245,100	273,900

に改め、
別表第二八の表中

1級	2級	3級	4級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
151,500	178,300	227,100	252,800
152,900	180,400	228,900	254,300
154,300	182,500	230,700	255,800
155,700	184,600	232,500	257,300
157,100	186,700	234,100	258,800
158,600	189,000	235,600	260,400
160,100	191,300	237,100	262,000
161,600	193,600	238,600	263,600
162,900	196,000	240,000	265,300
164,500	197,400	241,500	266,900
166,100	198,800	243,000	268,500
167,700	200,200	244,500	270,100

205,000	246,100	283,900	316,000
206,200	247,600	285,600	317,700
207,500	249,000	287,300	319,200
208,600	250,600	289,000	320,800
209,700	252,200	290,700	322,400
210,800	253,800	292,400	324,000
211,900	255,400	293,900	325,500
212,900	256,800	295,500	326,800
213,900	258,200	297,100	328,100
214,900	259,600	298,700	329,400
215,900	260,900	300,100	330,500
216,900	262,300	301,600	331,600
217,900	263,700	303,100	332,700
218,900	265,100	304,600	333,800
219,900	266,300	306,200	334,700
220,800	267,600	307,600	335,700
221,700	268,900	309,000	336,700
222,600	270,200	310,400	337,700
223,600	271,300	311,700	338,500
224,600	272,600	313,000	339,200
225,600	273,900	314,300	339,900
226,700	275,200	315,600	340,600

208,500	237,400	281,200	308,800	169,100	201,600	245,800	271,700
				171,100	203,100	247,200	273,300
209,900	238,800	282,800	310,400	173,100	204,600	248,600	274,900
211,300	240,200	284,300	312,000	175,100	206,100	250,000	276,500
212,700	241,600	285,800	313,600				
214,100	243,000	287,300	315,200	177,200	207,500	251,400	278,100
				179,300	209,000	252,900	279,600
215,300	244,300	288,900	316,800	181,400	210,500	254,400	281,100
216,700	245,700	290,500	318,300	183,500	212,000	255,900	282,600
218,100	247,100	292,100	319,800				
219,500	248,500	293,700	321,300	185,600	213,400	257,400	284,200
				187,800	215,100	259,000	285,800
220,900	249,900	295,100	322,800	190,000	216,800	260,600	287,400
222,400	251,400	296,600	324,300	192,200	218,500	262,200	289,000
223,900	252,900	298,100	325,800				
225,400	254,400	299,600	327,300	194,300	220,000	263,900	290,400
				195,600	221,700	265,500	292,200
226,700	255,900	301,000	328,600	196,900	223,400	267,100	294,000
228,200	257,500	302,400	330,000	198,200	225,100	268,700	295,800
229,700	259,100	303,800	331,400				
231,200	260,700	305,200	332,800	199,400	226,900	270,300	297,400
				200,700	228,400	271,900	299,100
232,600	262,400	306,700	334,300	202,000	229,900	273,500	300,800
234,000	264,000	308,100	335,700	203,300	231,400	275,100	302,500
235,400	265,600	309,500	337,100				
236,800	267,200	310,900	338,500	204,600	232,900	276,700	304,000
				205,900	234,400	278,200	305,600
238,300	268,800	312,300	339,700	207,200	235,900	279,700	307,200

163,500	195,900	240,800	264,000	239,700	270,400	313,700	341,100
				241,100	272,000	315,100	342,500
164,800	198,300	242,200	265,500	242,500	273,600	316,500	343,900
166,500	199,700	243,600	266,900				
168,100	201,100	245,000	268,500	243,900	275,200	317,700	345,100
169,700	202,500	246,400	270,100	245,300	276,700	319,000	346,400
				246,700	278,200	320,300	347,700
171,200	203,900	247,700	271,700	248,100	279,700	321,600	349,000
173,200	205,400	249,000	273,300				
175,200	206,900	250,300	274,900	249,400	281,300	322,900	350,200
177,200	208,400	251,600	276,500	250,900	282,800	324,200	351,400
				252,400	284,300	325,500	352,600
179,400	209,800	252,800	278,100	253,900	285,800	326,800	353,800
181,500	211,300	254,200	279,600				
183,600	212,800	255,600	281,100				
185,700	214,300	256,900	282,600				
187,800	215,700	258,200	284,200				
190,000	217,400	259,600	285,800				
192,200	219,100	261,000	287,400				
194,400	220,800	262,400	289,000				
196,500	222,300	263,900	290,400				
197,800	224,000	265,500	292,200				
199,100	225,700	267,100	294,000				
200,400	227,400	268,700	295,800				

を

1級	2級	3級	4級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
153,300	180,500	229,300	254,700
154,700	182,600	231,100	255,900
156,200	184,700	232,900	257,200
157,600	186,800	234,700	258,500
159,000	188,900	236,300	259,800
160,500	191,300	237,800	261,200
162,000	193,600	239,300	262,600

231,700	259,500	303,800	331,400	201,600	229,200	270,300	297,400
233,100	260,900	305,200	332,800	202,900	230,700	271,900	299,100
234,400	262,400	306,700	334,300	204,200	232,200	273,500	300,800
235,700	264,000	308,100	335,700	205,500	233,700	275,100	302,500
237,000	265,600	309,500	337,100	206,800	235,200	276,700	304,000
238,300	267,200	310,900	338,500	208,100	236,600	278,200	305,600
239,700	268,800	312,300	339,700	209,400	238,000	279,700	307,200
241,000	270,400	313,700	341,100	210,700	239,400	281,200	308,800
242,300	272,000	315,100	342,500	212,100	240,700	282,800	310,400
243,600	273,600	316,500	343,900	213,500	242,000	284,300	312,000
244,900	275,200	317,700	345,100	214,900	243,300	285,800	313,600
246,200	276,700	319,000	346,400	216,300	244,600	287,300	315,200
247,500	278,200	320,300	347,700	217,500	245,800	288,900	316,800
248,800	279,700	321,600	349,000	218,900	247,100	290,500	318,300
250,000	281,300	322,900	350,200	220,300	248,400	292,100	319,800
251,300	282,800	324,200	351,400	221,700	249,700	293,700	321,300
252,700	284,300	325,500	352,600	223,100	251,000	295,100	322,800
254,100	285,800	326,800	353,800	224,600	252,400	296,600	324,300
				226,100	253,800	298,100	325,800
				227,600	255,200	299,600	327,300
				228,900	256,600	301,000	328,600
				230,300	258,100	302,400	330,000

に改める。

242,100	306,500	199,600	276,300	157,300	220,300
243,600	307,600	201,500	278,300	159,400	223,200
245,100	308,700	203,400	280,300	161,500	226,100
246,600	309,800	205,400	282,100	163,600	229,000
248,100	310,900	207,300	283,500	165,800	231,700
249,700	312,100	209,200	284,900	168,100	234,500
251,200	313,200	211,100	286,300	170,400	237,300
252,700	314,300	213,000	287,500	172,700	240,100
254,200	315,400	215,000	288,800	174,800	243,000
		217,000	290,100	176,900	245,800
		219,000	291,400	179,000	248,600
		220,800	292,800	181,100	251,400
		222,900	294,100	183,100	254,300
		225,000	295,400	184,900	256,800
		227,100	296,700	186,700	259,300
		229,000	297,900	188,500	261,800
		231,100	299,200	190,300	264,100
		233,200	300,500	192,200	266,700
		235,300	301,800	194,100	269,300
		237,300	302,900	196,000	271,900
		238,900	304,100	197,700	274,300
		240,500	305,300		

を

1級	2級
給料月額	給料月額
円	円
135,700	185,100
136,800	187,500
138,000	189,900
139,100	192,300
140,200	194,800
141,500	197,100
142,800	199,400
144,100	201,700

別表第三中

1級	2級
給料月額	給料月額
円	円
134,100	183,000
135,200	185,400
136,300	187,800
137,400	190,200
138,500	192,700
139,800	195,000
141,100	197,300
142,400	199,600
143,500	201,700
145,100	204,000
146,700	206,300
148,300	208,600
149,800	210,800
151,700	213,200
153,600	215,600
155,500	218,000

別表第四中

1級	2級	3級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
146,800	196,600	245,600
148,000	198,400	247,600
149,200	200,200	249,600
150,400	202,000	251,600
151,400	203,700	253,500
152,800	205,500	255,500
154,200	207,300	257,500
155,600	209,100	259,500
156,900	211,000	261,300
158,300	212,500	263,200
159,700	214,000	265,100
161,100	215,500	267,000
162,600	217,100	268,800
164,100	218,700	270,700
165,600	220,300	272,600
167,100	221,900	274,500

230,700	297,900	188,800	260,800	145,200	203,800
232,700	299,200	190,600	263,200	146,900	206,100
234,700	300,500	192,400	265,400	148,500	208,400
236,700	301,800	194,300	267,900	150,100	210,700
		196,200	270,400	151,600	212,900
238,600	302,900	198,100	272,900	153,500	215,300
240,100	304,100			155,400	217,700
241,600	305,300	199,800	275,200	157,400	220,100
243,100	306,500	201,700	277,100		
		203,600	279,000	159,200	222,400
244,500	307,600	205,500	280,900	161,300	225,300
245,900	308,700			163,500	228,200
247,300	309,800	207,500	282,600	165,600	231,100
248,700	310,900	209,400	283,900		
		211,300	285,200	167,800	233,800
250,200	312,100	213,200	286,500	170,200	236,600
251,600	313,200			172,500	239,400
253,000	314,300	215,100	287,500	174,800	242,200
254,400	315,400	217,100	288,800		
		219,100	290,100	176,900	245,100
		221,100	291,400	179,000	247,800
				181,100	250,500
		222,900	292,800	183,200	253,200
		224,900	294,100		
		226,900	295,400	185,200	256,000
		228,900	296,700	187,000	258,400

に改める。

231,100	298,500	338,100
232,400	299,800	338,600
233,700	301,300	339,200
235,000	302,800	339,800
236,300	304,300	340,400

を

1級	2級	3級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
148,600	198,700	247,100
149,800	200,500	249,000
151,000	202,300	250,900
152,200	204,100	252,800
153,200	205,800	254,600
154,700	207,600	256,400
156,100	209,400	258,300
157,500	211,200	260,200
158,800	213,100	261,800
160,200	214,600	263,600
161,600	216,100	265,400
163,100	217,600	267,200

202,000	262,400	313,000			
203,400	264,300	314,600	168,700	223,500	276,300
204,800	266,200	316,200	170,400	225,200	278,200
			172,100	226,900	280,100
206,000	267,900	317,800	173,800	228,600	282,000
207,300	269,600	319,400			
208,600	271,300	321,000	175,400	230,100	283,700
209,900	273,000	322,600	177,100	232,000	285,500
			178,800	233,900	287,300
211,000	274,700	324,100	180,500	235,800	289,100
212,400	276,400	325,300			
213,800	278,100	326,500	182,100	237,500	291,000
215,200	279,800	327,700	183,900	239,500	292,800
			185,700	241,500	294,600
216,400	281,400	328,800	187,500	243,500	296,400
217,800	283,000	329,800			
219,200	284,600	330,800	189,300	245,400	298,100
220,600	286,200	331,800	190,800	247,300	299,800
			192,300	249,200	301,500
221,800	287,900	332,700	193,800	251,100	303,200
223,200	289,400	333,500			
224,600	290,900	334,300	195,300	253,000	304,900
226,000	292,400	335,100	196,600	254,900	306,500
			197,900	256,800	308,100
227,200	294,000	336,000	199,200	258,700	309,700
228,500	295,500	336,700			
229,800	297,000	337,400	200,600	260,500	311,400

228,100	294,000	336,000	200,000	257,200	308,100	164,600	219,200	268,800
229,300	295,500	336,700	201,300	258,900	309,700	166,100	220,800	270,700
230,500	297,000	337,400	202,700	260,500	311,400	167,600	222,400	272,600
231,700	298,500	338,100	204,100	262,400	313,000	169,100	224,000	274,500
			205,500	264,300	314,600			
232,900	299,800	338,600	206,900	266,200	316,200	170,700	225,600	276,300
234,100	301,300	339,200				172,500	227,300	278,200
235,300	302,800	339,800	208,100	267,900	317,800	174,200	229,000	280,100
236,500	304,300	340,400	209,400	269,600	319,400	175,900	230,700	282,000
			210,700	271,300	321,000			
			212,000	273,000	322,600	177,500	232,100	283,700
						179,200	233,900	285,500
			213,100	274,700	324,100	180,900	235,700	287,300
			214,400	276,400	325,300	182,600	237,500	289,100
			215,700	278,100	326,500			
			217,000	279,800	327,700	184,200	239,100	291,000
						186,000	241,000	292,800
			218,100	281,400	328,800	187,800	242,900	294,600
			219,400	283,000	329,800	189,600	244,800	296,400
			220,700	284,600	330,800			
			222,000	286,200	331,800	191,400	246,600	298,100
						192,900	248,400	299,800
			223,100	287,900	332,700	194,400	250,200	301,500
			224,400	289,400	333,500	195,900	252,000	303,200
			225,700	290,900	334,300			
			227,000	292,400	335,100	197,400	253,800	304,900
						198,700	255,500	306,500

に改める。

第二条 山梨県職員給与条例の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第一号中「百分の七十七・五」を「百分の七十五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に改める。

第三条 山梨県一般職の任期付職員給与の特例に関する条例の一部改正

（山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）
第三条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項から第四項までの規定中「百分の百七十五」を「百分の百八十」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。ただし、改正後の条例第三十三条第二項第一号の規定は、同年十二月一日から適用する。

3 第三条の規定による改正後の山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（附則第六項において「改正後の任期付職員給与条例」という。）の規定は、平成十九年十二月一日から適用する。

4 平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給（平成十九年四月一日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の山梨県職員給与条例（次項及び附則第六項において「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員のうち、人事委員会が定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

5 施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整（施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）
 新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

6 改正後の条例又は改正後の任期付職員給与条例の規定を適用する場合には、改正前の条例又は第三条の規定による改正前の山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例又は（給与の内払）

改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
 (人事委員会規則への委任)
 7 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

山梨県知事 横内 正明

山梨県条例第六十五号

山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の第二第二項中「百分の十六」を「百分の二十五」に改める。

第十二条第二項中「職員」を「教育職員」に改め、同条第三項中「六千円(教育職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち一人については六千五百円)」を「六千五百円」に、「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては、」に改める。

第十三条第一項中「一」を「いづれかに」に改め、同条第三項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該教育職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となつた」に改める。

第二十一条の四第二項第一号中「百分の七十一・五」を「百分の七十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に改める。

別表第一中

1級	2級	3級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
160,300	202,200	263,500
162,300	204,400	266,600
164,300	206,600	269,700
166,300	208,800	272,800
168,200	210,900	275,900
170,700	213,100	278,800
173,200	215,300	281,700
175,700	217,500	284,600
178,200	219,800	287,600
180,900	222,200	290,600
183,600	224,600	293,600
186,300	227,000	296,600
189,000	229,300	299,600
190,900	231,700	302,400
192,800	234,100	305,200

給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円	円
162,200	204,600	265,400	238,900	301,500	362,600
164,300	206,800	268,500	241,000	303,900	364,700
166,300	209,000	271,600	243,100	306,300	366,800
168,300	211,200	274,700	245,300	308,600	368,800
170,300	213,300	277,800	247,300	310,000	370,700
172,800	215,500	280,600	249,300	311,400	372,600
175,300	217,700	283,400	251,300	312,800	374,500
177,800	219,900	286,100	253,200	314,100	376,500
180,300	222,200	288,900	255,200	315,300	378,300
183,100	224,600	291,800	257,200	316,500	380,100
185,800	227,000	294,700	259,200	317,700	381,900
188,500	229,400	297,600	261,100	318,700	383,800
191,200	231,700	300,400	262,500	319,800	385,600
193,100	234,100	303,000	263,900	320,900	387,400
195,000	236,500	305,600	265,300	322,000	389,200
196,900	238,900	308,200	266,500	323,200	390,800
198,900	241,100	310,700	267,800	324,300	392,400
200,700	244,200	313,500	269,100	325,400	394,000
202,500	247,300	316,300	270,400	326,500	395,600
204,300	250,400	319,100			
			1級	2級	3級
			236,800	299,100	360,500

別表第二中

177,100	219,600			251,000	311,800	372,600	206,100	253,500	321,700
179,600	222,300			252,900	313,000	374,500	208,000	256,600	324,500
182,100	225,000						209,900	259,700	327,300
184,600	227,700			254,700	314,100	376,500	211,800	262,800	330,100
				256,600	315,300	378,300			
187,100	230,500			258,500	316,500	380,100	213,800	265,800	332,700
188,800	233,400			260,400	317,700	381,900	215,900	268,800	335,200
190,500	236,300						218,000	271,800	337,700
192,200	239,200			262,200	318,700	383,800	220,100	274,800	340,200
				263,500	319,800	385,600			
193,700	242,000			264,800	320,900	387,400	222,100	277,800	342,600
195,400	244,900			266,100	322,000	389,200	224,400	280,500	344,800
197,100	247,800						226,700	283,200	347,000
198,800	250,700			267,200	323,200	390,800	229,000	285,900	349,200
				268,400	324,300	392,400			
200,300	253,600			269,500	325,400	394,000	231,400	288,700	351,500
202,000	256,300			270,600	326,500	395,600	233,300	291,600	353,800
203,700	259,000						235,200	294,500	356,100
205,400	261,700						237,100	297,400	358,400
207,000	264,400						239,000	300,300	360,500
208,600	267,100						241,100	302,600	362,600
210,600	269,800						243,100	304,900	364,700
212,400	272,500						245,100	307,200	366,800
214,100	275,200						247,200	309,400	368,800
							249,100	310,600	370,700

に改める。

211,000	268,500			253,400	330,300	215,900	277,900
212,800	271,100	170,300	214,000	255,100	332,500	217,700	280,600
214,600	273,700	172,500	216,000			219,500	283,300
		174,700	218,000	256,800	334,700		
216,300	276,300	176,900	220,000	258,500	336,900	221,400	285,900
218,100	278,900			260,200	339,100	223,200	288,600
219,900	281,500	179,200	221,900	261,900	341,300	225,000	291,300
221,700	284,100	181,800	224,600			226,800	294,000
		184,300	227,300				
223,600	286,600	186,800	230,000			228,700	296,500
225,400	289,200					230,500	299,200
227,200	291,700	189,300	232,800			232,300	301,900
229,000	294,200	191,000	235,700			234,100	304,600
		192,700	238,600				
230,900	296,500	194,400	241,500			235,800	307,100
232,600	299,200					237,600	309,600
234,300	301,900	195,900	244,300			239,400	312,100
236,000	304,600	197,600	247,100			241,200	314,600
		199,300	249,900				
237,600	307,100	201,000	252,700			242,900	317,000
239,300	309,600					244,700	319,200
241,000	312,100	202,500	255,500			246,500	321,400
242,700	314,600	204,200	258,100			248,300	323,600
		205,900	260,700				
244,300	317,000	207,600	263,300			250,000	325,900
246,000	319,200					251,700	328,100
247,700	321,400	209,200	265,900			253,400	330,300

174,800	195,600	329,200
177,100	197,400	331,500
179,600	199,100	333,800
182,100	200,800	336,100
184,600	202,500	338,400
187,100	204,300	340,700
188,800	206,200	343,000
190,500	208,100	345,300
192,200	210,000	347,600
193,700	211,700	349,800
195,300	213,700	351,700
196,900	215,700	353,600
198,500	217,700	355,500
200,200	219,600	357,400
201,900	222,300	359,300
203,600	225,000	361,200
205,300	227,700	363,100
206,800	230,500	364,900
208,500	233,400	366,700
210,200	236,300	368,500
211,900	239,200	370,300

別表第三中

1級	2級	3級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
147,000	162,400	286,100
148,500	164,500	289,200
150,000	166,600	292,300
151,500	168,700	295,400
153,100	170,700	298,400
154,900	172,900	301,500
156,700	175,100	304,600
158,500	177,300	307,700
160,300	179,600	310,700
162,300	182,300	313,600
164,300	185,000	316,500
166,300	187,700	319,400
168,200	190,500	322,300
170,400	192,200	324,600
172,600	193,900	326,900

249,400	323,600
251,000	325,900
252,600	328,100
254,200	330,300
255,800	332,500
257,400	334,700
259,000	336,900
260,600	339,100
262,100	341,300

に改める。

170,300	192,800	322,300
172,500	194,500	324,600
174,700	196,200	326,900
176,900	197,900	329,200
179,200	199,700	331,500
181,800	201,400	333,800
184,300	203,100	336,100
186,800	204,800	338,400
189,300	206,600	340,700
191,000	208,500	343,000
192,700	210,400	345,300
194,400	212,300	347,600
185,900	214,000	349,800
197,500	216,000	351,700
199,100	218,000	353,600
200,700	220,000	355,500
202,400	221,900	357,400
204,100	224,600	359,300
205,800	227,300	361,200
207,500	230,000	363,100
209,000	232,800	364,900

252,200	301,900	406,000
253,800	304,600	407,400
255,500	307,100	408,700
257,100	309,600	410,100
258,700	312,100	411,500
260,300	314,600	412,900

を

1級	2級	3級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
148,800	164,400	286,300
150,300	166,500	289,400
151,800	168,600	292,500
153,300	170,800	295,600
154,900	172,800	298,400
156,800	175,000	301,500
158,600	177,200	304,600
160,400	179,400	307,700
162,200	181,700	310,700
164,300	184,500	313,600
166,300	187,200	316,500
168,300	189,900	319,400

213,500	242,000	372,200
215,200	244,900	373,800
216,900	247,800	375,400
218,600	250,700	377,000
220,400	253,600	378,700
222,200	256,300	380,300
224,000	259,000	381,900
225,800	261,700	383,500
227,700	264,400	385,100
229,500	267,100	386,700
231,300	269,800	388,300
233,100	272,500	389,900
234,900	275,200	391,400
236,700	277,900	392,900
238,500	280,600	394,400
240,300	283,300	395,900
241,900	285,900	397,500
243,700	288,600	398,900
245,500	291,300	400,300
247,300	294,000	401,700
249,000	296,500	403,200
250,600	299,200	404,600

別表第四中

1級	2級	3級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
169,000	203,400	263,500
171,600	205,500	266,600
174,200	207,600	269,700
176,800	209,700	272,800
179,500	211,600	275,900
182,300	213,700	278,900
185,100	215,800	281,900
187,900	217,900	284,900
190,800	220,100	287,800
193,700	222,500	290,800
196,600	224,900	293,800
199,500	227,300	296,800
202,200	229,500	299,600
203,900	231,800	302,400
205,600	234,100	305,200

248,400	294,200	401,700	210,700	235,700	366,700
250,000	296,500	403,200	212,400	238,600	368,500
251,500	299,200	404,600	214,100	241,500	370,300
253,000	301,900	406,000	215,700	244,300	372,200
254,500	304,600	407,400	217,400	247,100	373,800
256,100	307,100	408,700	219,100	249,900	375,400
257,600	309,600	410,100	220,800	252,700	377,000
259,100	312,100	411,500	222,600	255,500	378,700
260,500	314,600	412,900	224,400	258,100	380,300
			226,200	260,700	381,900
			228,000	263,300	383,500
			229,900	265,900	385,100
			231,600	268,500	386,700
			233,300	271,100	388,300
			235,000	273,700	389,900
			236,700	276,300	391,400
			238,400	278,900	392,900
			240,100	281,500	394,400
			241,800	284,100	395,900
			243,300	286,600	397,500
			245,000	289,200	398,900
			246,700	291,700	400,300

に改める。

給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
171,100	205,800	265,400
173,700	207,900	268,500
176,300	210,000	271,600
179,000	212,100	274,700
181,700	214,000	277,800
184,500	216,100	280,700
187,300	218,200	283,600
190,200	220,300	286,400
193,100	222,500	289,100
196,100	224,900	292,000
199,000	227,300	294,900
201,900	229,700	297,800
204,600	231,900	300,400
206,300	234,200	303,000
208,000	236,500	305,600
209,700	238,800	308,200
211,400	241,200	310,900
213,200	244,300	314,200
215,000	247,400	317,500
216,800	250,500	320,800

250,300	299,500	370,200	207,300	236,400	308,000
252,400	302,100	372,500	209,000	238,800	310,900
254,500	304,700	374,800	210,800	241,900	314,200
256,400	307,200	377,100	212,600	245,000	317,500
257,900	309,800	379,200	214,400	248,100	320,800
259,400	312,400	381,300	216,300	251,100	323,900
260,900	315,000	383,400	218,300	254,200	327,000
262,500	317,400	385,400	220,300	257,300	330,100
263,900	319,900	387,400	222,300	260,400	333,200
265,300	322,400	389,400	224,100	263,400	336,400
266,700	324,900	391,400	226,100	266,500	339,400
268,000	327,400	393,200	228,100	269,600	342,400
269,400	329,800	395,000	230,100	272,700	345,400
270,800	332,200	396,800	231,900	275,800	348,300
272,200	334,600	398,600	233,900	278,400	350,900
273,500	336,900	400,200	235,900	281,000	353,500
274,900	338,900	402,000	237,900	283,600	356,100
276,300	340,900	403,800	239,900	286,300	358,700
277,700	342,900	405,600	242,000	289,000	361,000
			244,100	291,700	363,300
			246,200	294,400	365,600
			248,200	296,900	367,900

を

1級	2級	3級
----	----	----

218,700	253,500	323,900
220,700	256,600	327,000
222,700	259,700	330,100
224,700	262,800	333,200
226,500	265,800	336,400
228,500	268,800	339,400
230,500	271,800	342,400
232,500	274,800	345,400
234,300	277,800	348,300
236,300	280,300	350,900
238,300	282,800	353,500
240,300	285,300	356,100
242,300	287,900	358,700
244,400	290,500	361,000
246,500	293,100	363,300
248,600	295,700	365,600
250,600	298,100	367,900
252,600	300,600	370,200
254,600	303,100	372,500
256,600	305,600	374,800
258,400	308,000	377,100
259,800	310,400	379,200

に改める。

261,200	312,800	381,300
262,600	315,200	383,400
264,100	317,400	385,400
265,400	319,900	387,400
266,700	322,400	389,400
268,000	324,900	391,400
269,200	327,400	393,200
270,500	329,800	395,000
271,800	332,200	396,800
273,100	334,600	398,600
274,300	336,900	400,200
275,500	338,900	402,000
276,700	340,900	403,800
277,900	342,900	405,600

第二条 山梨県学校職員給与条例の一部を次のように改正する。

第二十一条の四第二項第一号中「百分の七十七・五」を「百分の七十五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中山梨県学校職員給与条例第十一条の二第二項の改正規定は平成二十年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（山梨県学校職員給与条例第十一条の二第二項の改正規定を除く。）による改正後の山梨県学校職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。ただし、改正後の条例第二十二條の四第二項第一号の規定は、同年十二月一日から適用する。
（平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 平成十九年四月一日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の山梨県学校職員給与条例（次項及び附則第五項において「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教育職員のうち、人事委員会が定める教育職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

（施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった教育職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第六十六号

山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「ついでには、」を「ついでには、」に、「六千円（職員に扶養親族でない配偶者がいる場合にあってはそのうち一人については六千五百円）」を「六千五百円（「」に、「ない場合にあっては、」を「ない場合にあっては、」に改める。

第十五条第一項中「」に「を、いずれかに」に改め、同条第三項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「」について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員とな

185,300	205,000	228,700	267,000
187,700	206,900	230,500	269,000
190,100	208,800	232,300	271,000
192,500	210,700	234,100	273,000
195,000	212,400	235,900	274,900
196,800	214,200	237,400	277,000
198,600	216,000	238,900	279,100
200,400	217,800	240,400	281,200
202,300	219,500	241,900	283,100
204,100	221,200	243,600	285,300
205,900	222,900	245,300	287,500
207,700	224,600	247,000	289,700
209,600	226,200	248,500	292,000
211,400	228,000	250,100	294,000
213,200	229,800	251,700	296,000
215,000	231,600	253,300	298,000
216,700	233,200	254,800	299,900
218,400	234,800	256,400	301,800
220,100	236,400	258,000	303,700
221,800	238,000	259,600	305,600
223,400	239,500	261,100	307,600
225,200	241,100	262,700	309,500

別表中

1級	2級	3級	4級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
156,200	171,500	197,900	238,100
157,900	173,300	199,900	239,900
159,600	175,100	201,900	241,700
161,300	176,900	203,900	243,500
162,800	178,700	205,900	245,400
164,600	181,000	207,900	247,300
166,400	183,300	209,900	249,200
168,200	185,600	211,900	251,100
169,900	187,800	214,000	252,800
171,600	190,300	215,800	254,700
173,300	192,800	217,600	256,600
175,000	195,300	219,400	258,500
176,800	197,700	221,300	260,300
178,900	199,500	223,200	262,000
181,000	201,300	225,100	263,700
183,100	203,100	227,000	265,400

「つた」に改める。
第三十一条第二項第一号中「百分の七十二・五」を「百分の七十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に改める。

260,000	278,400	302,200	350,900
261,500	280,000	304,000	352,600
263,000	281,600	305,800	354,300
264,500	283,200	307,600	356,000

を

1級	2級	3級	4級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
158,100	173,600	200,200	240,100
159,800	175,400	202,200	241,900
161,500	177,200	204,200	243,700
163,200	179,000	206,200	245,500
164,700	180,900	208,200	247,400
166,600	183,200	210,200	249,300
168,400	185,500	212,200	251,200
170,300	187,800	214,200	253,100
172,000	190,000	216,300	254,800
173,700	192,600	218,100	256,700
175,400	195,100	219,900	258,600
177,100	197,600	221,700	260,400
179,000	200,000	223,600	262,100

227,000	242,700	264,300	311,400
228,800	244,300	265,900	313,300
230,400	245,900	267,400	315,200
231,900	247,500	269,200	317,100
233,400	249,100	271,000	319,000
234,900	250,700	272,800	320,900
236,400	252,200	274,500	322,800
237,800	253,800	276,200	324,700
239,200	255,400	277,900	326,600
240,600	257,000	279,600	328,500
241,800	258,500	281,400	330,300
243,400	260,100	283,100	332,000
245,000	261,700	284,800	333,700
246,600	263,300	286,500	335,400
248,100	264,700	288,200	337,100
249,700	266,500	290,000	338,900
251,300	268,300	291,800	340,700
252,900	270,100	293,600	342,500
254,400	271,700	295,200	344,100
255,800	273,400	297,000	345,800
257,200	275,100	298,800	347,500
258,600	276,800	300,600	349,200

224,000	240,300	260,700	305,600	181,100	201,800	225,500	263,700
				183,200	203,600	227,400	265,300
225,600	241,800	262,100	307,600	185,300	205,400	229,300	266,800
227,400	243,300	263,600	309,500				
229,200	244,800	265,100	311,400	187,500	207,300	231,000	268,300
231,000	246,300	266,600	313,300	189,900	209,200	232,800	270,200
				192,300	211,100	234,600	272,100
232,600	247,800	268,000	315,200	194,700	213,000	236,400	274,000
234,100	249,200	269,700	317,100				
235,600	250,700	271,400	319,000	197,200	214,700	238,200	275,700
237,100	252,200	273,000	320,900	199,000	216,500	239,700	277,600
				200,800	218,300	241,200	279,500
238,600	253,600	274,500	322,800	202,600	220,100	242,700	281,400
239,900	255,100	276,200	324,700				
241,200	256,600	277,900	326,600	204,500	221,800	244,200	283,100
242,500	258,100	279,600	328,500	206,300	223,500	245,800	285,300
				208,100	225,200	247,400	287,500
243,600	259,500	281,400	330,300	209,900	226,900	249,000	289,700
245,000	261,000	283,100	332,000				
246,500	262,500	284,800	333,700	211,800	228,500	250,400	292,000
248,000	264,000	286,500	335,400	213,600	230,300	251,800	294,000
				215,400	232,100	253,300	296,000
249,400	265,300	288,200	337,100	217,200	233,900	254,800	298,000
250,900	267,000	290,000	338,900				
252,400	268,700	291,800	340,700	218,900	235,500	256,200	299,900
253,900	270,300	293,600	342,500	220,600	237,100	257,700	301,800
				222,300	238,700	259,200	303,700

255,300	271,700	295,200	344,100
256,600	273,400	297,000	345,800
257,900	275,100	298,800	347,500
259,200	276,800	300,600	349,200
260,500	278,400	302,200	350,900
261,900	280,000	304,000	352,600
263,300	281,600	305,800	354,300
264,700	283,200	307,600	356,000

に改め、同表任期付職員欄中「162,800」を

「164,700」に改める。

第二条 山梨県警察職員給与条例の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第一号中、「百分の七十七・五」を「百分の七十五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。ただし、改正後の条例第三十一条第二項第一号の規定は、同年十二月一日から適用する。

3 平成十九年四月一日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の山梨県警察職員給与条例（次項及び附則第五項において「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会が定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定めるところによる。

（施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。（給与の内払）

5 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第六十七号

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成十九年山梨県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成二十二年四月一日」を「日本年金機構法（平成十九年法律第九十九号）の施行の日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第六十八号

山梨県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第一条

山梨県職員の育児休業等に関する条例（平成四年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）」に改

め、同条中「には」を「において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは」に、「の二分の一に相当する」を「を百分の百以下の換算率により換算して得た」に改める。

第八条中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第二条

山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「育児休業」を「職員が育児休業」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第三条第一号中「又は出産したことにより、」を「若しくは出産したことにより」に改め、「該当したことにより」の下に「当該育児休業の承認が」を加え、「休業又は」を「休業若しくは」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第五条第一号中「育児休業に係る子を職員以外」を「職員が育児休業により養育している子を当該職員以外」に改める。

第九条を次のように改める。

（部分休業の承認）

第九条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

2 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第十七条又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第十八条の規定により職員の育児休業を承認されている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該職員の育児休業に係る時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第十一条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付し、同条中「第五条」を「第十四条」に改め、同条を第二十一条とする。

第十条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与の取扱い）」を付し、同条

を第二十一条とし、第九条を第二十条とする。

第八条第三号中「部分休業をしよう」を「職員が部分休業により養育しよう」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同条を第十九条とする。

二 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

第七条に見出しとして「(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)」を付し、同条第一項中「昭和二十九年山梨県条例第三号」の下に「。第十七条において「退職手当条例」という。」を加え、同条を第九条とし、同条の次に次の九条を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第十条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 非常勤職員

二 臨時的に任用される職員

三 育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員

四 山梨県職員の定年等に関する条例第四条第一項若しくは第二項又は山梨県費負担教職員の定年等に関する条例第四条第一項若しくは第二項の規定により引き続いて勤務している職員

五 育児短時間勤務(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業

法その他の法律により育児休業をしている職員

六 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができるとする特別の事情)

第十一条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十四条第二号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該職員と別居することとなったこと。

二 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該

育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したことに。

三 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該子を養育することができる状態に回復したこと。

四 育児短時間勤務の承認が、第十四条第三号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

五 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

六 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了した時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

(育児休業法第十条第五号の条例で定める勤務の形態)

第十二条 育児休業法第十条第五号の条例で定める勤務の形態は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)第四条第一項又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)第五条第一項の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態(育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。ただし、勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限り。

一 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日、勤務時間を割り振らない日をいう。次号において同じ。)とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

二 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第十三条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、人事委員会規則で定める

育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の一月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第十四条 育児休業法第十二条において準用する同法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができなくなったとき。

二 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

三 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情)

第十五条 育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 過員を生ずること。

二 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下この号及び第十八条において同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておることができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第十六条 任命権者は、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該育児短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第十七条 退職手当条例第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児短時間勤務(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。)をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務

したときに受けるべき給料月額とする。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第十八条 第六条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

第六条を第八条とする。

第五条の三の見出しを「(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)」に改め、同条を第七条とする。

第五条の二の見出しを「(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)」に改め、同条を第六条とする。

(山梨県職員給与条例の一部改正)

第三条 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八条の九中「任期付職員法」を「育児休業法第十八条第一項又は任期付職員法」に改め、同条第一号中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改め、同条第二号中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同条を第八条の十とし、第八条の八を

第八条の九とする。

第八条の七第一号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同条第二号中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同条を第八条の八とする。

第八条の六中「応じた額」の下に「(育児短時間勤務職員等にあつては、その額に前条各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる数を乗じて得た額)」を加え、同条を第八条の七とし、第八条の五の次に次の一条を加える。

(育児短時間勤務職員等の給料月額)

第八条の六 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けて育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、育児短時間勤務(同条の規定による短時間勤務を含む。)をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 県職員勤務時間条例が適用される育児短時間勤務職員等 同条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 学校職員勤務時間条例が適用される育児短時間勤務職員等 同条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で

除して得た数

第十五条第二項第二号及び第三号並びに第二十六条第三項及び第四項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十条中「第二条第四項」を「第二条第五項」に、「第三条第四項」を「第三条第五項」に改め、「職員又は」の下に「育児短時間勤務職員等」を加える。

第三十二条第三項中「給料」の下に「の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第八条の六各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる数で除して得た額）」を加え、同条第四項中「給料の月額」の下に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第八条の六各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる数で除して得た額）」を、「給料月額」の下に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その給料月額を第八条の六各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる数で除して得た額）」を加える。

第三十三条第三項中「給料の月額」の下に「（育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第八条の六各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる数で除して得た額）」を加える。

別表第二から別表第四までを次のように改める。

別表第二（第六条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	237,700	323,400	390,600	467,100
	2	240,200	326,500	393,500	469,400
	3	242,700	329,600	396,400	471,700
	4	245,200	332,700	399,300	474,000
	5	247,600	335,600	402,000	476,300
	6	251,400	338,900	404,800	478,500
	7	255,200	342,200	407,600	480,700
	8	259,000	345,500	410,400	482,900
	9	262,600	348,600	413,000	485,200
	10	266,600	351,800	415,700	487,300
	11	270,600	355,000	418,400	489,400
	12	274,600	358,200	421,100	491,500
	13	278,500	361,300	423,600	493,600
	14	282,500	365,000	426,100	495,700
	15	286,500	368,700	428,600	497,800
	16	290,500	372,400	431,100	499,900
	17	294,300	376,000	433,400	502,000
	18	297,900	378,800	435,800	504,000
	19	301,500	381,600	438,200	506,000
	20	305,100	384,400	440,600	508,000
	21	308,800	387,300	442,900	509,800
	22	312,600	389,900	445,300	511,700
	23	316,300	392,500	447,700	513,600
	24	320,000	395,100	450,100	515,500
	25	323,600	397,500	452,400	517,200
	26	326,500	399,800	454,700	519,000
	27	329,300	402,100	457,000	520,800
	28	332,100	404,400	459,300	522,600
	29	335,000	406,800	461,500	524,500
	30	337,400	408,900	463,800	526,300
	31	339,800	411,000	466,100	528,100
	32	342,200	413,100	468,400	529,900
	33	344,600	415,300	470,500	531,700
	34	347,100	417,300	472,600	533,500
	35	349,600	419,300	474,700	535,300
	36	352,100	421,300	476,800	537,100
	37	354,500	423,400	478,900	538,800
	38	356,900	425,400	480,700	540,400
	39	359,300	427,400	482,500	542,000
	40	361,700	429,400	484,300	543,600
	41	364,000	431,500	486,000	545,200
	42	365,500	433,300	487,800	546,600
	43	367,000	435,100	489,600	548,000
	44	368,500	436,900	491,400	549,400
	45	370,100	438,800	493,000	550,600
	46	371,600	440,600	494,800	551,600
	47	373,100	442,400	496,600	552,600
	48	374,600	444,200	498,400	553,600

再任職員及び任期付職員以外の職員	49	375,900	446,100	500,000	554,700
	50	376,900	447,900	501,300	555,600
	51	377,900	449,700	502,600	556,500
	52	378,900	451,500	503,900	557,400
	53	380,000	453,400	505,200	558,300
	54	380,900	454,600	506,500	559,200
	55	381,800	455,800	507,800	560,100
	56	382,700	457,000	509,100	561,000
	57	383,700	458,200	510,300	561,900
	58	384,600	459,200	511,200	562,800
	59	385,500	460,200	512,100	563,700
	60	386,400	461,200	513,000	564,600
	61	387,300	462,100	513,900	565,500
	62	387,800	462,800	514,800	566,400
	63	388,300	463,500	515,700	567,300
	64	388,800	464,200	516,600	568,200
	65	389,100	464,900	517,500	569,100
	66		465,600	518,400	
	67		466,300	519,300	
	68		467,000	520,200	
	69		467,500	521,100	
	70		468,200	522,000	
	71		468,900	522,900	
	72		469,600	523,800	
	73		470,100	524,600	
	74		470,800	525,500	
	75		471,500	526,400	
	76		472,200	527,300	
	77		472,700	528,100	
	78		473,300	529,000	
	79		473,900	529,900	
	80		474,500	530,800	
	81		475,100	531,600	
	82		475,700	532,500	
	83		476,300	533,400	
	84		476,900	534,300	
	85		477,400	535,100	
	86		478,000	536,000	
	87		478,600	536,900	
	88		479,200	537,800	
	89		479,700	538,600	
	90		480,300		
	91		480,900		
	92		481,500		
	93		482,000		
	94		482,600		
	95		483,200		
	96		483,800		
	97		484,300		
再任職員		293,800	336,200	390,600	463,700
任期付職員		247,600			

備考 この表は、病院、保健所等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	280,200	329,200	376,900
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	282,400	331,400	379,600
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,600	333,600	382,300
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,800	335,800	385,000
	5	145,700	184,500	220,000	248,300	289,000	338,000	387,600
	6	147,500	186,100	221,700	249,900	291,200	340,200	390,300
	7	149,200	187,700	223,400	251,500	293,400	342,400	393,000
	8	150,900	189,300	225,100	253,100	295,600	344,600	395,700
	9	152,600	190,900	226,800	254,700	297,700	346,600	398,300
	10	154,300	192,600	228,600	256,300	299,900	348,800	400,800
	11	156,000	194,300	230,400	257,800	302,100	351,000	403,300
	12	157,800	196,000	232,100	259,300	304,300	353,200	405,800
	13	159,300	197,600	233,900	260,800	306,600	355,200	408,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,700	308,700	357,300	410,300
	15	163,200	200,800	237,100	264,600	310,800	359,400	412,500
	16	165,100	202,400	238,700	266,500	312,900	361,500	414,700
	17	167,000	204,000	240,300	268,200	315,100	363,500	416,800
	18	168,900	205,700	241,900	270,100	317,200	365,600	418,900
	19	170,800	207,400	243,500	272,000	319,300	367,700	421,000
	20	172,700	209,100	245,100	273,900	321,400	369,800	423,100
	21	174,600	210,600	246,700	275,700	323,600	371,700	425,000
	22	176,100	212,200	248,300	277,600	325,600	373,800	426,600
	23	177,600	213,800	249,800	279,500	327,600	375,900	428,200
	24	179,100	215,400	251,300	281,400	329,600	378,000	429,800
	25	180,700	217,000	252,800	283,400	331,700	379,900	431,400
	26	182,200	218,600	254,500	285,300	333,700	381,800	432,700
	27	183,700	220,200	256,200	287,200	335,700	383,700	434,000
	28	185,200	221,800	257,900	289,100	337,700	385,600	435,300
	29	186,800	223,400	259,600	291,100	339,700	387,400	436,700
	30	188,100	225,100	261,400	293,000	341,600	389,200	438,000
	31	189,400	226,800	263,200	294,900	343,500	391,000	439,300
	32	190,700	228,500	265,000	296,800	345,400	392,800	440,600
	33	192,100	230,300	266,600	298,600	347,200	394,400	442,000
	34	193,500	231,900	268,400	300,400	349,100	395,700	443,300
	35	194,900	233,500	270,200	302,200	351,000	397,000	444,600
	36	196,300	235,100	272,000	304,000	352,900	398,300	445,900
	37	197,500	236,800	273,700	305,700	354,700	399,400	447,300
	38	198,800	238,400	275,400	307,400	356,400	400,600	448,100
	39	200,100	240,000	277,100	309,100	358,100	401,800	448,900
	40	201,400	241,600	278,800	310,800	359,800	403,000	449,700

再任職員及び任期付職員以外の職員

41	202,600	243,100	280,500	312,600	361,400	404,100	450,300
42	203,800	244,600	282,200	314,300	362,700	404,900	451,100
43	205,000	246,100	283,900	316,000	364,000	405,700	451,900
44	206,200	247,600	285,600	317,700	365,300	406,500	452,700
45	207,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100	453,300
46	208,600	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800	454,100
47	209,700	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500	454,900
48	210,800	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200	455,700
49	211,900	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000	456,300
50	212,900	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700	457,100
51	213,900	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400	457,900
52	214,900	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100	458,700
53	215,900	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800	459,300
54	216,900	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500	
55	217,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200	
56	218,900	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900	
57	219,900	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500	
58	220,800	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200	
59	221,700	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900	
60	222,600	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600	
61	223,600	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100	
62	224,600	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800	
63	225,600	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500	
64	226,700	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200	
65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700	
66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100		
67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800		
68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500		
69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000		
70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600		
71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200		
72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800		
73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500		
74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100		
75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700		
76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300		
77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000		
78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600		
79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200		
80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800		
81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500		
82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100		
83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700		
84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300		
85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000		
86		293,100	330,600	352,700			

87			293,400	331,000	353,100			
88			293,700	331,400	353,500			
89			294,100	331,900	354,000			
90			294,400	332,300	354,400			
91			294,700	332,700	354,800			
92			295,000	333,100	355,200			
93			295,400	333,600	355,700			
94			295,700	334,000	356,100			
95			296,000	334,400	356,500			
96			296,300	334,800	356,900			
97			296,700	335,000	357,400			
98			297,000	335,400	357,800			
99			297,300	335,800	358,200			
100			297,600	336,200	358,600			
101			298,000	336,400	359,100			
102			298,300	336,800	359,500			
103			298,600	337,200	359,900			
104			298,900	337,600	360,300			
105			299,200	337,800	360,800			
106				338,200				
107				338,600				
108				339,000				
109				339,200				
110				339,600				
111				340,000				
112				340,400				
113				340,600				
再任用職員		187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100
任期付職員		167,000						

備考 この表は、病院及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	286,100	332,700	380,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	288,100	334,900	382,800
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	290,100	337,100	385,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	292,100	339,300	388,200
	5	159,000	188,900	236,300	259,800	293,900	341,500	390,800
	6	160,500	191,300	237,800	261,200	295,800	343,700	393,300
	7	162,000	193,600	239,300	262,600	297,700	345,900	395,800
	8	163,500	195,900	240,800	264,000	299,600	348,100	398,300
	9	164,800	198,300	242,200	265,500	301,600	350,100	400,700
	10	166,500	199,700	243,600	266,900	303,500	352,200	403,100
	11	168,100	201,100	245,000	268,500	305,400	354,300	405,500
	12	169,700	202,500	246,400	270,100	307,300	356,400	407,900
	13	171,200	203,900	247,700	271,700	309,100	358,600	410,300
	14	173,200	205,400	249,000	273,300	310,900	360,700	412,500
	15	175,200	206,900	250,300	274,900	312,700	362,800	414,700
	16	177,200	208,400	251,600	276,500	314,500	364,900	416,900
	17	179,400	209,800	252,800	278,100	316,400	367,100	419,000
	18	181,500	211,300	254,200	279,600	318,100	369,200	421,200
	19	183,600	212,800	255,600	281,100	319,800	371,300	423,400
	20	185,700	214,300	256,900	282,600	321,500	373,400	425,600
	21	187,800	215,700	258,200	284,200	323,200	375,600	427,600
	22	190,000	217,400	259,600	285,800	324,800	377,800	429,500
	23	192,200	219,100	261,000	287,400	326,400	380,000	431,400
	24	194,400	220,800	262,400	289,000	328,000	382,200	433,300
	25	196,500	222,300	263,900	290,400	329,700	384,200	435,100
	26	197,800	224,000	265,500	292,200	331,300	386,200	436,800
	27	199,100	225,700	267,100	294,000	332,900	388,200	438,500
	28	200,400	227,400	268,700	295,800	334,500	390,200	440,200
	29	201,600	229,200	270,300	297,400	336,200	392,200	441,700
	30	202,900	230,700	271,900	299,100	337,800	394,100	443,300
	31	204,200	232,200	273,500	300,800	339,400	396,000	444,900
	32	205,500	233,700	275,100	302,500	341,000	397,900	446,500
	33	206,800	235,200	276,700	304,000	342,700	399,600	448,200
	34	208,100	236,600	278,200	305,600	344,300	401,400	449,800
	35	209,400	238,000	279,700	307,200	345,900	403,200	451,400
	36	210,700	239,400	281,200	308,800	347,500	405,000	453,000
	37	212,100	240,700	282,800	310,400	349,200	406,900	454,500
	38	213,500	242,000	284,300	312,000	350,800	408,700	456,000
	39	214,900	243,300	285,800	313,600	352,400	410,500	457,500
	40	216,300	244,600	287,300	315,200	354,000	412,300	459,000

41	217,500	245,800	288,900	316,800	355,600	414,000	460,300
42	218,900	247,100	290,500	318,300	357,200	415,700	461,200
43	220,300	248,400	292,100	319,800	358,800	417,400	462,100
44	221,700	249,700	293,700	321,300	360,400	419,100	463,000
45	223,100	251,000	295,100	322,800	362,000	420,600	464,000
46	224,600	252,400	296,600	324,300	363,500	422,200	464,900
47	226,100	253,800	298,100	325,800	365,000	423,800	465,800
48	227,600	255,200	299,600	327,300	366,500	425,400	466,700
49	228,900	256,600	301,000	328,600	368,000	427,100	467,700
50	230,300	258,100	302,400	330,000	369,400	428,700	468,500
51	231,700	259,500	303,800	331,400	370,800	430,300	469,300
52	233,100	260,900	305,200	332,800	372,200	431,900	470,100
53	234,400	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400	471,000
54	235,700	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900	471,800
55	237,000	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400	472,600
56	238,300	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900	473,400
57	239,700	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200	474,300
58	241,000	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100	
59	242,300	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000	
60	243,600	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900	
61	244,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800	
62	246,200	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700	
63	247,500	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600	
64	248,800	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500	
65	250,000	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400	
66	251,300	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200	
67	252,700	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000	
68	254,100	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800	
69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600	
70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600		
71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300		
72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000		
73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800		
74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400		
75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000		
76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600		
77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200		
78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800		
79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400		
80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000		
81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500		
82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100		
83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700		
84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300		
85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800		
86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400		

再任職員及び任期付職員以外の職員	87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000
	88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600
	89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100
	90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700
	91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300
	92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900
	93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400
	94	284,100	319,100	354,700	374,100	
	95	285,100	319,900	355,400	374,600	
	96	286,100	320,700	356,100	375,100	
	97	287,200	321,400	356,600	375,700	
	98	288,100	322,100	357,100	376,200	
	99	289,000	322,800	357,600	376,700	
	100	289,900	323,500	358,100	377,200	
	101	290,700	324,000	358,700	377,800	
	102	291,500	324,600	359,200	378,300	
	103	292,300	325,200	359,700	378,800	
	104	293,100	325,800	360,200	379,300	
	105	293,800	326,200	360,800	379,900	
	106	294,300	326,700	361,300	380,400	
	107	294,800	327,200	361,800	380,900	
	108	295,300	327,700	362,300	381,400	
	109	295,800	328,200	362,800	382,000	
	110	296,200	328,600	363,300	382,500	
	111	296,600	329,000	363,800	383,000	
	112	297,000	329,400	364,300	383,500	
	113	297,400	329,800	364,800	384,100	
	114	297,800	330,200	365,300		
	115	298,200	330,600	365,800		
	116	298,600	331,000	366,300		
	117	298,900	331,300	366,700		
	118	299,300	331,700	367,200		
119	299,700	332,100	367,700			
120	300,100	332,500	368,200			
121	300,400	332,700	368,600			
122	300,800	333,100	369,100			
123	301,200	333,500	369,600			
124	301,600	333,900	370,100			
125	301,800	334,200	370,500			
126	302,200	334,600				
127	302,600	335,000				
128	303,000	335,400				
129	303,200	335,700				
130	303,600	336,100				
131	304,000	336,500				
132	304,400	336,900				

	133	304,600	337,200					
	134	305,000	337,600					
	135	305,400	338,000					
	136	305,800	338,400					
	137	306,000	338,700					
	138	306,400	339,100					
	139	306,800	339,500					
	140	307,200	339,900					
	141	307,400	340,200					
	142	307,800	340,600					
	143	308,200	341,000					
	144	308,600	341,400					
	145	308,800	341,700					
	146	309,200	342,100					
	147	309,600	342,500					
	148	310,000	342,900					
	149	310,200	343,200					
	150	310,500	343,600					
	151	310,800	344,000					
	152	311,100	344,400					
	153	311,500	344,700					
	154	311,800						
	155	312,100						
	156	312,400						
	157	312,800						
	158	313,100						
	159	313,400						
	160	313,700						
	161	314,100						
	162	314,400						
	163	314,700						
	164	315,000						
	165	315,400						
	166	315,700						
	167	316,000						
	168	316,300						
	169	316,700						
再任用職員		234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700	379,200
任期付職員		188,900						

備考 この表は、病院、保健所及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	275,300	332,900	393,300
	2	136,800	187,500	278,100	335,100	396,200
	3	138,000	189,900	280,900	337,300	399,100
	4	139,100	192,300	283,700	339,500	402,000
	5	140,200	194,800	286,300	341,500	404,700
	6	141,500	197,100	289,100	343,600	407,600
	7	142,800	199,400	291,900	345,700	410,500
	8	144,100	201,700	294,700	347,800	413,400
	9	145,200	203,800	297,300	349,900	416,100
	10	146,900	206,100	300,100	352,000	418,900
	11	148,500	208,400	302,900	354,100	421,700
	12	150,100	210,700	305,700	356,200	424,500
	13	151,600	212,900	308,300	358,300	427,400
	14	153,500	215,300	311,100	360,300	430,200
	15	155,400	217,700	313,900	362,300	433,000
	16	157,400	220,100	316,700	364,300	435,800
	17	159,200	222,400	319,300	366,200	438,700
	18	161,300	225,300	321,600	368,200	441,500
	19	163,500	228,200	323,900	370,200	444,300
	20	165,600	231,100	326,200	372,200	447,100
	21	167,800	233,800	328,600	374,100	450,000
	22	170,200	236,600	330,700	376,100	452,700
	23	172,500	239,400	332,800	378,100	455,400
	24	174,800	242,200	334,900	380,100	458,100
	25	176,900	245,100	337,100	382,000	460,900
	26	179,000	247,800	339,000	384,000	463,500
	27	181,100	250,500	340,900	386,000	466,100
	28	183,200	253,200	342,800	388,000	468,700
	29	185,200	256,000	344,800	389,900	471,300
	30	187,000	258,400	346,500	391,900	473,900
	31	188,800	260,800	348,200	393,900	476,500
	32	190,600	263,200	349,900	395,900	479,100
	33	192,400	265,400	351,400	397,700	481,500
	34	194,300	267,900	352,900	399,500	484,000
	35	196,200	270,400	354,400	401,300	486,500
	36	198,100	272,900	355,900	403,100	489,000
	37	199,800	275,200	357,300	404,800	491,600
	38	201,700	277,100	358,700	406,400	494,100
	39	203,600	279,000	360,100	408,000	496,600
	40	205,500	280,900	361,500	409,600	499,100

再任職員及び任期付職員以外の職員

41	207,500	282,600	362,700	411,200	501,700
42	209,400	283,900	364,000	412,800	504,000
43	211,300	285,200	365,300	414,400	506,300
44	213,200	286,500	366,600	416,000	508,600
45	215,100	287,500	367,900	417,600	510,700
46	217,100	288,800	369,200	419,200	512,300
47	219,100	290,100	370,500	420,800	513,900
48	221,100	291,400	371,800	422,400	515,500
49	222,900	292,800	372,900	423,800	517,200
50	224,900	294,100	374,200	425,300	518,700
51	226,900	295,400	375,500	426,800	520,200
52	228,900	296,700	376,800	428,300	521,700
53	230,700	297,900	377,900	429,800	523,000
54	232,700	299,200	379,000	431,200	524,200
55	234,700	300,500	380,100	432,600	525,400
56	236,700	301,800	381,200	434,000	526,600
57	238,600	302,900	382,100	435,200	527,800
58	240,100	304,100	383,000	436,600	528,800
59	241,600	305,300	383,900	438,000	529,800
60	243,100	306,500	384,800	439,400	530,800
61	244,500	307,600	385,500	440,600	531,900
62	245,900	308,700	386,400	441,600	532,800
63	247,300	309,800	387,300	442,600	533,700
64	248,700	310,900	388,200	443,600	534,600
65	250,200	312,100	388,900	444,500	535,600
66	251,600	313,200	389,700	445,400	536,500
67	253,000	314,300	390,500	446,300	537,400
68	254,400	315,400	391,300	447,200	538,300
69	255,700	316,600	392,100	447,900	539,300
70	257,200	317,700	392,800	448,800	540,200
71	258,700	318,800	393,500	449,700	541,100
72	260,200	319,900	394,200	450,600	542,000
73	261,600	321,000	395,000	451,300	543,000
74	263,000	322,100	395,700		
75	264,400	323,200	396,400		
76	265,800	324,300	397,100		
77	267,000	325,400	397,900		
78	268,300	326,400	398,600		
79	269,600	327,400	399,300		
80	270,900	328,400	400,000		
81	272,300	329,500	400,700		
82	273,600	330,300	401,400		
83	274,900	331,100	402,100		
84	276,200	331,900	402,800		
85	277,400	332,800	403,400		
86	278,700	333,400	404,100		

	87	280,000	334,000	404,800		
	88	281,300	334,600	405,500		
	89	282,400	335,000	406,100		
	90	283,600	335,600			
	91	284,800	336,200			
	92	286,000	336,800			
	93	287,100	337,200			
	94	288,100	337,700			
	95	289,100	338,200			
	96	290,100	338,700			
	97	290,900	339,300			
	98	291,800	339,800			
	99	292,700	340,300			
	100	293,600	340,800			
	101	294,500	341,400			
	102	295,200	341,900			
	103	295,900	342,400			
	104	296,600	342,900			
	105	297,400	343,500			
	106	297,900	344,000			
	107	298,400	344,500			
	108	298,900	345,000			
	109	299,400	345,600			
	110	299,800	346,100			
	111	300,200	346,600			
	112	300,600	347,100			
	113	301,000	347,700			
	114	301,400	348,200			
	115	301,800	348,700			
	116	302,200	349,200			
	117	302,600	349,800			
	118	303,000	350,300			
	119	303,400	350,800			
	120	303,800	351,300			
	121	304,100	351,900			
再任用職員		216,900	262,600	288,800	332,900	393,300
任期付職員		185,100				

備考 この表は、研究所、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四（第六条関係）

福 祉 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	148,600	198,700	247,100	271,900	321,100	367,200
	2	149,800	200,500	249,000	274,100	323,400	369,800
	3	151,000	202,300	250,900	276,300	325,700	372,400
	4	152,200	204,100	252,800	278,500	328,000	375,000
	5	153,200	205,800	254,600	280,700	330,300	377,600
	6	154,700	207,600	256,400	283,000	332,500	380,200
	7	156,100	209,400	258,300	285,300	334,700	382,800
	8	157,500	211,200	260,200	287,600	336,900	385,400
	9	158,800	213,100	261,800	289,700	339,200	388,000
	10	160,200	214,600	263,600	292,000	341,400	390,700
	11	161,600	216,100	265,400	294,300	343,600	393,400
	12	163,100	217,600	267,200	296,600	345,800	396,100
	13	164,600	219,200	268,800	298,700	347,800	398,700
	14	166,100	220,800	270,700	301,000	349,900	401,100
	15	167,600	222,400	272,600	303,300	352,000	403,500
	16	169,100	224,000	274,500	305,600	354,100	405,900
	17	170,700	225,600	276,300	307,800	356,300	408,200
	18	172,500	227,300	278,200	310,100	358,300	410,300
	19	174,200	229,000	280,100	312,400	360,300	412,400
	20	175,900	230,700	282,000	314,700	362,300	414,500
	21	177,500	232,100	283,700	316,900	364,400	416,600
	22	179,200	233,900	285,500	319,100	366,400	418,600
	23	180,900	235,700	287,300	321,300	368,400	420,600
	24	182,600	237,500	289,100	323,500	370,400	422,600
	25	184,200	239,100	291,000	325,700	372,500	424,700
	26	186,000	241,000	292,800	327,800	374,500	426,300
	27	187,800	242,900	294,600	329,900	376,500	427,900
	28	189,600	244,800	296,400	332,000	378,500	429,500
	29	191,400	246,600	298,100	334,100	380,500	431,200
	30	192,900	248,400	299,800	336,200	382,400	432,500
	31	194,400	250,200	301,500	338,300	384,300	433,800
	32	195,900	252,000	303,200	340,400	386,200	435,100
	33	197,400	253,800	304,900	342,300	388,000	436,400
	34	198,700	255,500	306,500	344,300	389,700	437,700
	35	200,000	257,200	308,100	346,300	391,400	439,000
	36	201,300	258,900	309,700	348,300	393,100	440,300
	37	202,700	260,500	311,400	350,200	394,800	441,600
	38	204,100	262,400	313,000	352,100	396,000	442,500
	39	205,500	264,300	314,600	354,000	397,200	443,400
	40	206,900	266,200	316,200	355,900	398,400	444,300
	41	208,100	267,900	317,800	357,800	399,600	445,100
	42	209,400	269,600	319,400	359,600	400,800	445,900
	43	210,700	271,300	321,000	361,400	402,000	446,700
	44	212,000	273,000	322,600	363,200	403,200	447,500
	45	213,100	274,700	324,100	365,100	404,200	448,300
	46	214,400	276,400	325,300	366,600	404,900	449,100
	47	215,700	278,100	326,500	368,100	405,600	449,900
	48	217,000	279,800	327,700	369,600	406,300	450,700
	49	218,100	281,400	328,800	371,100	407,100	451,300
	50	219,400	283,000	329,800	372,300	407,800	452,100

再任職員及び任期付職員以外の職員

51	220,700	284,600	330,800	373,500	408,500	452,900
52	222,000	286,200	331,800	374,700	409,200	453,700
53	223,100	287,900	332,700	375,700	410,000	454,300
54	224,400	289,400	333,500	376,600	410,700	455,100
55	225,700	290,900	334,300	377,500	411,400	455,900
56	227,000	292,400	335,100	378,400	412,100	456,700
57	228,100	294,000	336,000	379,400	412,800	457,300
58	229,300	295,500	336,700	380,200	413,500	458,100
59	230,500	297,000	337,400	381,000	414,200	458,900
60	231,700	298,500	338,100	381,800	414,900	459,700
61	232,900	299,800	338,600	382,700	415,500	460,300
62	234,100	301,300	339,200	383,400	416,200	
63	235,300	302,800	339,800	384,100	416,900	
64	236,500	304,300	340,400	384,800	417,600	
65	237,700	305,600	340,800	385,500	418,100	
66	238,900	306,900	341,300	386,200	418,800	
67	240,100	308,200	341,800	386,900	419,500	
68	241,300	309,500	342,300	387,600	420,200	
69	242,300	310,700	342,800	388,100	420,700	
70	243,400	311,900	343,300	388,800	421,400	
71	244,500	313,100	343,800	389,500	422,100	
72	245,600	314,300	344,300	390,200	422,800	
73	246,500	315,600	344,800	390,700	423,300	
74	247,600	316,300	345,300	391,400	424,000	
75	248,700	317,000	345,800	392,100	424,700	
76	249,800	317,700	346,300	392,800	425,400	
77	250,800	318,500	346,700	393,300	425,900	
78	251,800	319,200	347,200	394,000		
79	252,800	319,900	347,700	394,700		
80	253,800	320,600	348,200	395,400		
81	254,800	321,100	348,500	395,900		
82	255,800	321,700	349,000	396,600		
83	256,800	322,300	349,500	397,300		
84	257,800	322,900	350,000	398,000		
85	258,700	323,400	350,300	398,500		
86	259,600	323,800	350,800	399,200		
87	260,500	324,200	351,300	399,900		
88	261,400	324,600	351,800	400,600		
89	262,100	325,100	352,100	401,100		
90	262,900	325,500	352,500	401,800		
91	263,700	325,900	352,900	402,500		
92	264,500	326,300	353,300	403,200		
93	265,400	326,800	353,800	403,700		
94	266,100	327,200				
95	266,800	327,600				
96	267,500	328,000				
97	268,200	328,500				
98	268,900	328,900				
99	269,600	329,300				
100	270,300	329,700				
101	270,800	330,100				
102	271,300	330,500				
103	271,800	330,900				
104	272,300	331,300				

	105	272,600	331,700				
	106	273,000	332,100				
	107	273,400	332,500				
	108	273,800	332,900				
	109	274,300	333,300				
	110	274,700	333,700				
	111	275,100	334,100				
	112	275,500	334,500				
	113	275,800	334,900				
	114	276,200	335,300				
	115	276,600	335,700				
	116	277,000	336,100				
	117	277,300	336,400				
	118	277,700	336,800				
	119	278,100	337,200				
	120	278,500	337,600				
	121	278,700	337,800				
	122	279,100					
	123	279,500					
	124	279,900					
	125	280,100					
	126	280,500					
	127	280,900					
	128	281,300					
	129	281,500					
	130	281,900					
	131	282,300					
	132	282,700					
	133	282,900					
	134	283,300					
	135	283,700					
	136	284,100					
	137	284,300					
	138	284,600					
	139	284,900					
	140	285,200					
	141	285,600					
	142	285,900					
	143	286,200					
	144	286,500					
	145	286,900					
	146	287,200					
	147	287,500					
	148	287,800					
	149	288,100					
	150	288,400					
	151	288,700					
	152	289,000					
	153	289,300					
再任用職員		200,700	244,500	259,100	293,700	321,100	364,600
任期付職員		161,600					

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)
第四条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第八条の三中「職員(」を「教育職員(」に、「掲げる職員」を「掲げる教育職員」に改め、同条第一号中「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「県職員勤務時間条例」という。)」を「県職員勤務時間条例」に、「第二号第一項」を「第二号第三項」に改め、同条第二号中「山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)」を「学校職員勤務時間条例」に、「第三号第二項」を「第三号第三項」に改め、同条を第八条の四とする。

第八条の二中「応じた額」の下に、「(育児短時間勤務職員等にあつては、その額に前条各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる数を乗じて得た額)」を加え、同条を第八条の三とし、第八条の次に次の一条を加える。

(育児短時間勤務職員等の給料月額)

第八条の二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。)、第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。))の承認を受けて育児短時間勤務をしている教育職員(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた教育職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。))の給料月額は、育児短時間勤務(同条の規定による短時間勤務を含む。))をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額に、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「県職員勤務時間条例」という。))が適用される育児短時間勤務職員等 同条例第二号第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号。以下「学校職員勤務時間条例」という。))が適用される育児短時間勤務職員等 同条例第三号第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

第八条の四の次に次の二条を加える。

(任期付職員の給料月額)

第八条の五 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号。以下「任期付職員法」という。)、第四条又は第五条の規定により採

用された教育職員(以下「任期付職員」という。))の給料月額は、その者に適用される給料表の任期付職員の欄に掲げる額とする。

(任期付短時間勤務職員の給料月額)

第八条の六 育児休業法第十八条第一項又は任期付職員法第五条の規定により採用された教育職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))の給料月額は、前条の規定にかかわらず、当該規定による給料月額に、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 県職員勤務時間条例が適用される任期付短時間勤務職員 同条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 学校職員勤務時間条例が適用される任期付短時間勤務職員 同条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

第十四条第二項第二号及び第三号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員」に改める。

第十六条の六第一項中「行なう」を「行う」に、「及び再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第十六条の七第一項中「及び再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第十九条中「第二条第四項」を「第二条第五項」に、「第三条第四項」を「第三条第五項」に、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第二十一条第四項中「給料」の下に「の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第八条の二各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる数で除して得た額)」を、「地域手当」の下に「の月額」を加え、同条第五項中「給料の月額」の下に「(育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第八条の二各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる数で除して得た額)」を、「給料月額」の下に「(育児短時間勤務職員等にあつては、その給料月額を第八条の二各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる数で除して得た額)」を加える。

第二十一条の四第三項中「給料の月額」の下に「(育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を第八条の二各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる数で除して得た額)」を加える。

第二十一条の六第二項中「再任用職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加

えて除して得た額」を加える。

える。

第二十四条中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

教育職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,200	204,600	265,400	317,000	409,100
	2	164,300	206,800	268,500	320,500	411,600
	3	166,300	209,000	271,600	324,000	414,100
	4	168,300	211,200	274,700	327,500	416,600
	5	170,300	213,300	277,800	331,100	419,200
	6	172,800	215,500	280,600	334,600	421,700
	7	175,300	217,700	283,400	338,100	424,200
	8	177,800	219,900	286,100	341,600	426,700
	9	180,300	222,200	288,900	345,200	429,000
	10	183,100	224,600	291,800	348,500	431,500
	11	185,800	227,000	294,700	351,800	434,000
	12	188,500	229,400	297,600	355,100	436,500
	13	191,200	231,700	300,400	358,400	438,800
	14	193,100	234,100	303,000	361,000	441,200
	15	195,000	236,500	305,600	363,600	443,600
	16	196,900	238,900	308,200	366,200	446,000
	17	198,900	241,100	310,700	368,900	448,500
	18	200,700	244,200	313,500	371,200	450,900
	19	202,500	247,300	316,300	373,500	453,300
	20	204,300	250,400	319,100	375,800	455,700
	21	206,100	253,500	321,700	378,000	458,200
	22	208,000	256,600	324,500	380,100	460,600
	23	209,900	259,700	327,300	382,200	463,000
	24	211,800	262,800	330,100	384,300	465,400
	25	213,800	265,800	332,700	386,300	467,900
	26	215,900	268,800	335,200	388,200	470,300
	27	218,000	271,800	337,700	390,100	472,700
	28	220,100	274,800	340,200	392,000	475,100
	29	222,100	277,800	342,600	394,000	477,500
	30	224,400	280,500	344,800	395,800	479,900
	31	226,700	283,200	347,000	397,600	482,300
	32	229,000	285,900	349,200	399,400	484,700
	33	231,400	288,700	351,500	401,300	487,100
	34	233,300	291,600	353,800	403,100	489,400
	35	235,200	294,500	356,100	404,900	491,700
	36	237,100	297,400	358,400	406,700	494,000
	37	239,000	300,300	360,500	408,300	496,300
	38	241,100	302,600	362,600	410,000	498,300
	39	243,100	304,900	364,700	411,700	500,300
	40	245,100	307,200	366,800	413,400	502,300
	41	247,200	309,400	368,800	415,100	504,400
	42	249,100	310,600	370,700	416,800	506,300
	43	251,000	311,800	372,600	418,500	508,200
	44	252,900	313,000	374,500	420,200	510,100
	45	254,700	314,100	376,500	421,700	512,100
	46	256,600	315,300	378,300	423,300	514,000
	47	258,500	316,500	380,100	424,900	515,900
	48	260,400	317,700	381,900	426,500	517,800
	49	262,200	318,700	383,800	428,100	519,800
	50	263,500	319,800	385,600	429,400	521,700
	51	264,800	320,900	387,400	430,700	523,600
	52	266,100	322,000	389,200	432,000	525,500

	53	267,200	323,200	390,800	433,200	527,500
	54	268,400	324,300	392,400	434,300	529,200
	55	269,500	325,400	394,000	435,400	530,900
	56	270,600	326,500	395,600	436,500	532,600
	57	271,800	327,600	397,000	437,700	534,400
	58	273,000	328,700	398,500	438,800	535,700
	59	274,200	329,800	400,000	439,900	537,000
	60	275,400	330,900	401,500	441,000	538,300
	61	276,400	332,000	402,900	442,100	539,600
	62	277,500	333,100	404,400	443,200	540,600
	63	278,600	334,200	405,900	444,300	541,600
	64	279,700	335,300	407,400	445,400	542,600
	65	280,700	336,300	408,800	446,400	543,400
	66	281,800	337,400	410,000	447,400	544,300
	67	282,900	338,500	411,200	448,400	545,200
	68	284,000	339,600	412,400	449,400	546,100
	69	285,000	340,600	413,600	450,500	547,000
	70	286,100	341,700	414,600	451,500	547,900
	71	287,200	342,800	415,600	452,500	548,800
	72	288,300	343,900	416,600	453,500	549,700
	73	289,200	344,800	417,600	454,600	550,600
	74	290,300	345,800	418,500	455,600	551,500
	75	291,400	346,800	419,400	456,600	552,400
	76	292,500	347,800	420,300	457,600	553,300
再任職 用員及 び任期 付職員 以外 の職員	77	293,400	348,900	421,000	458,600	554,200
	78	294,400	349,900	421,600	459,300	555,100
	79	295,400	350,900	422,200	460,000	556,000
	80	296,400	351,900	422,800	460,700	556,900
	81	297,500	352,900	423,400	461,500	557,800
	82	298,400	353,900	424,000	462,200	
	83	299,300	354,900	424,600	462,900	
	84	300,200	355,900	425,200	463,600	
	85	301,100	356,800	425,700	464,100	
	86	302,000	357,500	426,300	464,800	
	87	302,900	358,200	426,900	465,500	
	88	303,800	358,900	427,500	466,200	
	89	304,600	359,700	428,000	466,700	
	90	305,300	360,300	428,600	467,400	
	91	306,000	360,900	429,200	468,100	
	92	306,700	361,500	429,800	468,800	
	93	307,400	362,100	430,200	469,300	
	94	308,000	362,600	430,700	470,000	
95	308,600	363,100	431,200	470,700		
96	309,200	363,600	431,700	471,400		
97	309,900	364,200	432,300	471,900		
98	310,500	364,700	432,800	472,600		
99	311,100	365,200	433,300	473,300		
100	311,700	365,700	433,800	474,000		
101	312,300	366,300	434,400	474,500		
102	312,800	366,800	434,900			
103	313,300	367,300	435,400			
104	313,800	367,800	435,900			
105	314,300	368,400	436,500			
106	314,700	368,900	437,000			
107	315,100	369,400	437,500			
108	315,500	369,900	438,000			

109	315,900	370,500	438,600		
110	316,300	371,000	439,100		
111	316,700	371,500	439,600		
112	317,100	372,000	440,100		
113	317,400	372,600	440,700		
114	317,800	373,100	441,200		
115	318,200	373,600	441,700		
116	318,600	374,100	442,200		
117	318,900	374,600	442,800		
118	319,300	375,100			
119	319,700	375,600			
120	320,100	376,100			
121	320,400	376,600			
122	320,800	377,100			
123	321,200	377,600			
124	321,600	378,100			
125	321,800	378,600			
126	322,200	379,100			
127	322,600	379,600			
128	323,000	380,100			
129	323,200	380,600			
130	323,600	381,100			
131	324,000	381,600			
132	324,400	382,100			
133	324,600	382,600			
134	325,000	383,100			
135	325,400	383,600			
136	325,800	384,100			
137	326,000	384,600			
138	326,300	385,100			
139	326,600	385,600			
140	326,900	386,100			
141	327,300	386,600			
142	327,600				
143	327,900				
144	328,200				
145	328,600				
146	328,900				
147	329,200				
148	329,500				
149	329,900				
150	330,200				
151	330,500				
152	330,800				
153	331,200				
154	331,500				
155	331,800				
156	332,100				
157	332,500				
指定1					634,000
指定2					728,000
再任用職員	238,800	287,200	299,500	322,500	409,100
任期付職員	204,600				

備考 この表は、大学及び短期大学に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第二（第五条関係）

教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	192,800	331,500	424,900
	2	150,300	194,500	333,800	426,800
	3	151,800	196,200	336,100	428,700
	4	153,300	197,900	338,400	430,600
	5	154,900	199,700	340,700	432,500
	6	156,800	201,400	343,000	434,400
	7	158,600	203,100	345,300	436,300
	8	160,400	204,800	347,600	438,200
	9	162,200	206,600	349,800	440,000
	10	164,300	208,500	352,000	441,900
	11	166,300	210,400	354,200	443,800
	12	168,300	212,300	356,400	445,700
	13	170,300	214,000	358,600	447,500
	14	172,500	216,000	360,700	449,400
	15	174,700	218,000	362,800	451,300
	16	176,900	220,000	364,900	453,200
	17	179,200	221,900	366,900	455,000
	18	181,800	224,600	368,900	456,900
	19	184,300	227,300	370,900	458,800
	20	186,800	230,000	372,900	460,700
	21	189,300	232,800	375,000	462,500
	22	191,000	235,700	377,000	464,400
	23	192,700	238,600	379,000	466,300
	24	194,400	241,500	381,000	468,200
	25	195,900	244,300	382,900	470,000
	26	197,600	247,100	384,900	471,700
	27	199,300	249,900	386,900	473,400
	28	201,000	252,700	388,900	475,100
	29	202,500	255,500	390,800	476,900
	30	204,200	258,100	392,800	478,600
	31	205,900	260,700	394,800	480,300
	32	207,600	263,300	396,800	482,000
	33	209,200	265,900	398,700	483,700
	34	211,000	268,500	400,500	484,700
	35	212,800	271,100	402,300	485,700
	36	214,600	273,700	404,100	486,700
	37	216,300	276,300	405,700	487,800
	38	218,100	278,900	407,300	
	39	219,900	281,500	408,900	
	40	221,700	284,100	410,500	
	41	223,600	286,600	412,200	
	42	225,400	289,200	413,800	
	43	227,200	291,700	415,400	
	44	229,000	294,200	417,000	
	45	230,900	296,500	418,700	
	46	232,600	299,200	420,300	
	47	234,300	301,900	421,900	
	48	236,000	304,600	423,500	
	49	237,600	307,100	425,200	
	50	239,300	309,600	426,800	

	51	241,000	312,100	428,400
	52	242,700	314,600	430,000
	53	244,300	317,000	431,700
	54	246,000	319,200	433,300
	55	247,700	321,400	434,900
	56	249,400	323,600	436,500
	57	251,000	325,900	438,200
	58	252,600	328,100	439,800
	59	254,200	330,300	441,400
	60	255,800	332,500	443,000
	61	257,400	334,700	444,700
	62	259,000	336,900	446,300
	63	260,600	339,100	447,900
	64	262,100	341,300	449,500
	65	263,600	343,500	451,200
	66	265,300	345,700	452,800
	67	267,000	347,900	454,400
	68	268,700	350,100	456,000
	69	270,200	352,100	457,600
	70	271,700	354,200	459,200
	71	273,200	356,300	460,800
	72	274,700	358,400	462,400
	73	276,000	360,400	463,900
	74	277,400	362,400	464,900
	75	278,800	364,400	465,900
	76	280,200	366,400	466,900
	77	281,600	368,400	467,700
	78	282,800	370,100	
	79	284,000	371,800	
	80	285,200	373,500	
	81	286,500	375,200	
	82	287,700	376,700	
	83	288,900	378,200	
	84	290,100	379,700	
	85	291,400	381,200	
	86	292,600	382,700	
	87	293,800	384,200	
	88	295,000	385,700	
	89	296,200	387,200	
	90	297,400	388,600	
	91	298,600	390,000	
	92	299,800	391,400	
	93	300,800	392,900	
	94	302,000	394,200	
	95	303,200	395,500	
	96	304,400	396,800	
	97	305,400	398,200	
	98	306,500	399,300	
	99	307,600	400,400	
	100	308,700	401,500	
	101	309,600	402,600	
	102	310,700	403,700	
	103	311,800	404,800	
	104	312,900	405,900	
	105	313,800	406,800	
	106	314,700	407,800	
	107	315,600	408,800	
	108	316,500	409,800	

再任職員及び任期付職員以外の職員

	109	317,500	410,700		
	110	318,100	411,600		
	111	318,700	412,500		
	112	319,300	413,400		
	113	320,000	414,100		
	114	320,500	414,900		
	115	321,000	415,700		
	116	321,500	416,500		
	117	322,100	417,300		
	118	322,600	418,100		
	119	323,100	418,900		
	120	323,600	419,700		
	121	324,200	420,500		
	122	324,700	421,000		
	123	325,200	421,500		
	124	325,700	422,000		
	125	326,300	422,400		
	126	326,700	422,900		
	127	327,100	423,400		
	128	327,500	423,900		
	129	327,800	424,300		
	130	328,200	424,800		
	131	328,600	425,300		
	132	329,000	425,800		
	133	329,200	426,200		
	134	329,500	426,700		
	135	329,800	427,200		
	136	330,100	427,700		
	137	330,500	428,100		
	138	330,800			
	139	331,100			
	140	331,400			
	141	331,700			
	142	332,000			
	143	332,300			
	144	332,600			
	145	332,900			
	146	333,200			
	147	333,500			
	148	333,800			
	149	334,000			
	150	334,300			
	151	334,600			
	152	334,900			
	153	335,100			
再任用職員		235,300	279,400	338,200	424,900
任期付職員		192,800			

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表（三）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	164,400	286,300	414,500
	2	150,300	166,500	289,400	416,100
	3	151,800	168,600	292,500	417,700
	4	153,300	170,800	295,600	419,300
	5	154,900	172,800	298,400	421,000
	6	156,800	175,000	301,500	422,600
	7	158,600	177,200	304,600	424,200
	8	160,400	179,400	307,700	425,800
	9	162,200	181,700	310,700	427,300
	10	164,300	184,500	313,600	428,700
	11	166,300	187,200	316,500	430,100
	12	168,300	189,900	319,400	431,500
	13	170,300	192,800	322,300	432,900
	14	172,500	194,500	324,600	434,300
	15	174,700	196,200	326,900	435,700
	16	176,900	197,900	329,200	437,100
	17	179,200	199,700	331,500	438,400
	18	181,800	201,400	333,800	439,800
	19	184,300	203,100	336,100	441,200
	20	186,800	204,800	338,400	442,600
	21	189,300	206,600	340,700	443,900
	22	191,000	208,500	343,000	445,300
	23	192,700	210,400	345,300	446,700
	24	194,400	212,300	347,600	448,100
	25	195,900	214,000	349,800	449,400
	26	197,500	216,000	351,700	450,700
	27	199,100	218,000	353,600	452,000
	28	200,700	220,000	355,500	453,300
	29	202,400	221,900	357,400	454,600
	30	204,100	224,600	359,300	455,800
	31	205,800	227,300	361,200	457,000
	32	207,500	230,000	363,100	458,200
	33	209,000	232,800	364,900	459,400
	34	210,700	235,700	366,700	460,300
	35	212,400	238,600	368,500	461,200
	36	214,100	241,500	370,300	462,100
	37	215,700	244,300	372,200	463,000
	38	217,400	247,100	373,800	
	39	219,100	249,900	375,400	
	40	220,800	252,700	377,000	
	41	222,600	255,500	378,700	
	42	224,400	258,100	380,300	
	43	226,200	260,700	381,900	
	44	228,000	263,300	383,500	
	45	229,900	265,900	385,100	
	46	231,600	268,500	386,700	
	47	233,300	271,100	388,300	
	48	235,000	273,700	389,900	
	49	236,700	276,300	391,400	

	50	238,400	278,900	392,900
	51	240,100	281,500	394,400
	52	241,800	284,100	395,900
	53	243,300	286,600	397,500
	54	245,000	289,200	398,900
	55	246,700	291,700	400,300
	56	248,400	294,200	401,700
	57	250,000	296,500	403,200
	58	251,500	299,200	404,600
	59	253,000	301,900	406,000
	60	254,500	304,600	407,400
	61	256,100	307,100	408,700
	62	257,600	309,600	410,100
	63	259,100	312,100	411,500
	64	260,500	314,600	412,900
	65	261,800	317,000	414,100
	66	263,400	319,200	415,300
	67	265,000	321,400	416,500
	68	266,600	323,600	417,700
	69	268,300	325,900	418,800
	70	269,800	328,100	420,000
	71	271,300	330,300	421,200
	72	272,800	332,500	422,400
再任職員及び任期付職員以外の職員	73	274,100	334,700	423,400
	74	275,400	336,900	424,200
	75	276,700	339,100	425,000
	76	278,000	341,300	425,800
	77	279,400	343,300	426,700
	78	280,600	345,200	427,500
	79	281,800	347,100	428,300
	80	283,000	349,000	429,100
	81	284,300	350,800	429,900
	82	285,500	352,600	430,600
	83	286,700	354,400	431,300
	84	287,900	356,200	432,000
	85	289,000	357,900	432,700
	86	290,000	359,600	433,400
	87	291,000	361,300	434,100
	88	292,000	363,000	434,800
	89	293,100	364,700	435,500
	90	294,000	366,100	436,200
91	294,900	367,500	436,900	
92	295,800	368,900	437,600	
93	296,500	370,400	438,100	
94	297,300	371,700		
95	298,100	373,000		
96	298,900	374,300		
97	299,800	375,700		
98	300,600	376,800		
99	301,400	377,900		
100	302,200	379,000		
101	303,100	380,200		

102	303,600	381,300		
103	304,100	382,400		
104	304,600	383,500		
105	305,100	384,500		
106	305,500	385,500		
107	305,900	386,500		
108	306,300	387,500		
109	306,500	388,400		
110	306,900	389,400		
111	307,300	390,400		
112	307,700	391,400		
113	307,900	392,200		
114	308,200	393,100		
115	308,500	394,000		
116	308,800	394,900		
117	309,100	395,900		
118	309,400	396,700		
119	309,700	397,500		
120	310,000	398,300		
121	310,200	399,100		
122	310,500	399,900		
123	310,800	400,700		
124	311,100	401,500		
125	311,300	402,200		
126		402,900		
127		403,600		
128		404,300		
129		405,100		
130		405,800		
131		406,500		
132		407,200		
133		407,700		
134		408,300		
135		408,900		
136		409,500		
137		409,900		
138		410,500		
139		411,100		
140		411,700		
141		412,100		
142		412,700		
143		413,300		
144		413,900		
145		414,300		
146		414,900		
147		415,500		
148		416,100		
149		416,500		
再任用職員	226,400	276,000	331,300	414,600
任期付職員	192,800			

備考 (一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
(二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四（第五条関係）

教育職給料表（四）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	171,100	205,800	265,400	345,200	487,500
	2	173,700	207,900	268,500	348,500	489,700
	3	176,300	210,000	271,600	351,800	491,900
	4	179,000	212,100	274,700	355,100	494,100
	5	181,700	214,000	277,800	358,400	496,100
	6	184,500	216,100	280,700	361,000	498,100
	7	187,300	218,200	283,600	363,600	500,100
	8	190,200	220,300	286,400	366,200	502,100
	9	193,100	222,500	289,100	368,900	504,200
	10	196,100	224,900	292,000	371,200	506,200
	11	199,000	227,300	294,900	373,500	508,200
	12	201,900	229,700	297,800	375,800	510,200
	13	204,600	231,900	300,400	378,000	512,000
	14	206,300	234,200	303,000	380,500	513,900
	15	208,000	236,500	305,600	383,000	515,800
	16	209,700	238,800	308,200	385,500	517,700
	17	211,400	241,200	310,900	387,900	519,700
	18	213,200	244,300	314,200	390,300	521,600
	19	215,000	247,400	317,500	392,700	523,500
	20	216,800	250,500	320,800	395,100	525,400
	21	218,700	253,500	323,900	397,600	527,300
	22	220,700	256,600	327,000	400,300	529,000
	23	222,700	259,700	330,100	403,000	530,700
	24	224,700	262,800	333,200	405,700	532,400
	25	226,500	265,800	336,400	408,400	534,000
	26	228,500	268,800	339,400	410,900	535,400
	27	230,500	271,800	342,400	413,400	536,800
	28	232,500	274,800	345,400	415,900	538,200
	29	234,300	277,800	348,300	418,400	539,400
	30	236,300	280,300	350,900	420,900	540,400
	31	238,300	282,800	353,500	423,400	541,400
	32	240,300	285,300	356,100	425,900	542,400
	33	242,300	287,900	358,700	428,200	543,300
	34	244,400	290,500	361,000	430,700	544,200
	35	246,500	293,100	363,300	433,200	545,100
	36	248,600	295,700	365,600	435,700	546,000
	37	250,600	298,100	367,900	438,000	546,800
	38	252,600	300,600	370,200	440,400	547,700
	39	254,600	303,100	372,500	442,800	548,600
	40	256,600	305,600	374,800	445,200	549,500
	41	258,400	308,000	377,100	447,700	550,300
	42	259,800	310,400	379,200	450,100	551,200
	43	261,200	312,800	381,300	452,500	552,100
	44	262,600	315,200	383,400	454,900	553,000
	45	264,100	317,400	385,400	457,400	553,800
	46	265,400	319,900	387,400	459,800	554,700

再任職員及び任期付職員以外の職員

47	266,700	322,400	389,400	462,200	555,600
48	268,000	324,900	391,400	464,600	556,500
49	269,200	327,400	393,200	467,000	557,300
50	270,500	329,800	395,000	469,400	
51	271,800	332,200	396,800	471,800	
52	273,100	334,600	398,600	474,200	
53	274,300	336,900	400,200	476,500	
54	275,500	338,900	402,000	478,300	
55	276,700	340,900	403,800	480,100	
56	277,900	342,900	405,600	481,900	
57	279,000	344,900	407,200	483,600	
58	280,400	346,900	408,900	484,700	
59	281,800	348,900	410,600	485,800	
60	283,200	350,900	412,300	486,900	
61	284,400	352,800	413,800	488,100	
62	285,800	354,700	415,400	489,200	
63	287,200	356,600	417,000	490,300	
64	288,600	358,500	418,600	491,400	
65	289,800	360,500	420,300	492,600	
66	291,100	362,400	421,600	493,700	
67	292,400	364,300	422,900	494,800	
68	293,700	366,200	424,200	495,900	
69	295,100	367,900	425,300	497,100	
70	296,200	369,700	426,400	498,200	
71	297,300	371,500	427,500	499,300	
72	298,400	373,300	428,600	500,400	
73	299,600	375,100	429,500	501,500	
74	300,700	376,800	430,500	502,600	
75	301,800	378,500	431,500	503,700	
76	302,900	380,200	432,500	504,800	
77	303,800	381,900	433,600	505,700	
78	304,800	383,600	434,600	506,600	
79	305,800	385,300	435,600	507,500	
80	306,800	387,000	436,600	508,400	
81	307,600	388,600	437,400	509,300	
82	308,500	390,200	438,300	510,100	
83	309,400	391,800	439,200	510,900	
84	310,300	393,400	440,100	511,700	
85	311,300	394,800	441,100	512,400	
86	312,200	396,300	442,000	513,200	
87	313,100	397,800	442,900	514,000	
88	314,000	399,300	443,800	514,800	
89	314,900	400,800	444,800	515,500	
90	315,700	402,100	445,400	516,300	
91	316,500	403,400	446,000	517,100	
92	317,300	404,700	446,600	517,900	
93	318,000	405,800	447,100	518,600	
94	318,700	406,900	447,700	519,400	
95	319,400	408,000	448,300	520,200	

96	320,100	409,100	448,900	521,000	
97	320,800	410,000	449,300	521,700	
98	321,300	411,000	449,900		
99	321,800	412,000	450,500		
100	322,300	413,000	451,100		
101	322,800	414,100	451,500		
102	323,300	415,100	452,100		
103	323,800	416,100	452,700		
104	324,300	417,100	453,300		
105	324,800	417,900	453,700		
106	325,300	418,800	454,300		
107	325,800	419,700	454,900		
108	326,300	420,600	455,500		
109	326,700	421,600	455,900		
110	327,200	422,500	456,500		
111	327,700	423,400	457,100		
112	328,200	424,300	457,700		
113	328,600	425,300	458,100		
114	329,100	425,900			
115	329,600	426,500			
116	330,100	427,100			
117	330,500	427,600			
118	331,000	428,200			
119	331,500	428,800			
120	332,000	429,400			
121	332,300	429,800			
122	332,800	430,400			
123	333,300	431,000			
124	333,800	431,600			
125	334,100	432,000			
126	334,600				
127	335,100				
128	335,600				
129	335,900				
130	336,400				
131	336,900				
132	337,400				
133	337,700				
134	338,200				
135	338,700				
136	339,200				
137	339,500				
138	339,900				
139	340,300				
140	340,700				
141	341,200				
再任用職員	251,400	298,800	317,300	384,300	480,400
任期付職員	204,600				

備考 この表は、宝石美術専門学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第五条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十八条の五第一項又は同法第二十八条の六第二項の規定により採用された職員」を「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等」という。)に従い、任命権者が定める。

第三条第一項ただし書中「任命権者は」の下に、「育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし」を加え、「これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、」を「日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において」に改め、同条第二項ただし書中「ただし」の下に、「育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第四条第二項本文中「(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、八日以上)の週休日」を「の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては八日以上)の週休日」に改め、同項ただし書中「必要」の下に「(育児短時間勤務職員等)にあつては、当該育児短時間勤務等の内容」を、「八日」の下に「育児短時間勤務職員等」を、「で週休日」の下に「(育児短時間勤務職員等)にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短

時間勤務等の内容に従つた週休日」を加える。

第八条第一項に次のただし書を加える。
ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。
第八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第十二条第一項第一号中「二十日」の下に「育児短時間勤務職員等」を加える。
(山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第六条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十八条の五第一項又は同法第二十八条の六第二項の規定により採用された職員」を「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に改め、「及び」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項又は」を加える。

第三条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた学校職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった学校職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった学校職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等」という。)に従い、県教育委員会が定める。

第四条第一項ただし書中「以下同じ。」は「」の下に「(育児短時間勤務職員等)については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし」を加え、「これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、」を「日曜日及び土曜日に加えて

月曜日から金曜日までの五日間において」に改め、同条第二項ただし書中「ただし」の下に、「育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第五条第二項本文中「(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、八日以上)の週休日」を、「週休日(育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては八日以上)の週休日」に改め、同項ただし書中「必要」の下に「(育児短時間勤務職員等)にあつては、当該育児短時間勤務等の内容」を、「八日」の下に「育児短時間勤務職員等」を、「週休日」の下に「(育児短時間勤務職員等)にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日」を加える。

第九条第二項に次のただし書を加える。
ただし、当該学校職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第十三条第一項第一号中「二十日」の下に「育児短時間勤務職員等」を加える。
(山梨県警察職員給与条例の一部改正)

第七条 山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「及び臨時又は非常勤の者(再任用短時間勤務職員を除く。)」を削る。

第八条の八中「任期付職員法」を「育児休業法第十八条第一項又は任期付職員法」に、「第二条第三項」を「第二条第四項」に改め、同条を第八条の九とし、第八条の七を第八条の八とする。
第八条の六中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同条を第八条の七とする。

第八条の五中「応じた額」の下に「(育児短時間勤務職員等にあつては、その額に算出率を乗じて得た額)」を加え、同条を第八条の六とし、第八条の四の次に次の一

条を加える。

(育児短時間勤務職員等の給料月額)

第八条の五 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)
第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)
の承認を受けて育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)
の給料月額は、育児短時間勤務(同条の規定による短時間勤務を含む。)
をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)
を乗じて得た額とする。

第十六条第二項第二号及び第三号並びに第二十三条第三項及び第四項中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十七条中「第一条第四項」を「第一条第五項」に改め、「職員又は」の下に「育児短時間勤務職員等」を加える。

第三十条第三項中「給料」の下に「の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、その月額を算出率で除して得た額)」を加え、同条第四項中「給料の月額」の下に「(育児短時間勤務職員等)にあつては、その月額を算出率で除して得た額」を、「給料月額」の下に「(育児短時間勤務職員等)にあつては、その給料月額を算出率で除して得た額」を加える。

第三十一条第三項中「給料の月額」の下に「(育児短時間勤務職員等)にあつては、その月額を算出率で除して得た額」を加える。

(山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第八条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条、第八条、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の山梨県職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)
第六条の規定は、育児休業をした職員が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第四十四号)の施行の日(平成

十九年八月一日。以下「改正法の施行日」という。）以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が改正法の施行日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の際現に育児休業をしている職員が改正法の施行日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第六条の規定の適用については、同条中「百分の百以下」とあるのは、「百分の百以下（当該期間のうち平成十九年八月一日前の期間については、二分の一）」とする。

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第六十九号

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表四の項中「ビル設備管理、園芸装飾」を「園芸装飾」に改め、「家庭用電気治療器調整」、「眼鏡レンズ加工」及び「浴槽設備施工」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第七十号

山梨県公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例（昭和四十六年山梨県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、法第三十六条第一項の規定により調停が打ち切れ、又は同条第二項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請については、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第七十一号

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

（山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正）

第一条 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成七年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「含む。」の下に「第三号」を加え、同項に次の一号を加える。

三 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者

第二十九条第二項中「場合」の下に「又は暴力団員である場合」を加え、同項ただし書中「以外の者」の下に「（暴力団員を除く。）」を加える。

第三十二条第三項中「除く。」の下に「又は暴力団員である場合」を加える。

第三十四条第一項に次の一号を加える。

六 暴力団員であることが判明したとき（同居している者が該当する場合を含む。）第三十七条を第三十九条とし、第三十六条を第三十八条とし、第三十五条の次に次の二条を加える。

（警察本部長への情報提供依頼）
第三十六条 知事は、次に掲げる場合においては、特定公共賃貸住宅に入居しようとする者若しくは現に同居し、若しくは同居しようとする者又は入居者若しくは同居している者に関し、暴力団員であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者が第十条第二項の規定による決定をしようとする場合

二 指定管理者が第二十九条第一項若しくは第三十二条第一項の承認又は第三十四条第一項の規定による請求（同項第六号に該当する場合に限る。）をしようとする場合

（をしようとする場合）

(知事への情報提供)

第三十七条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により入居者又は同居している者が暴力団員であると認める場合において、知事に対し、その情報を提供することができる。

(山梨県管住宅設置及び管理条例の一部改正)

第二条 山梨県管住宅設置及び管理条例(平成九年山梨県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十六条」に改める。

第六条中「第四号」を「第五号」に改め、「あつては第三号」の下に「及び第五号」を加え、同条に次の一号を加える。

五 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

第七条第一項中「前条各号」を「前条第一号から第四号まで」に改め、同条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

第九条第三項中「寡婦」を「者であつて配偶者のないもの」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第十三条に次の一項を加える。

3 知事は、第一項の承認を得ようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第三十条第三項第一号中「第十二条」を「第十二条第一項」に改める。

第四十条第一項に次の一号を加える。

七 暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合を含む。)

第四十条第四項中「第五号まで」の下に「又は第七号」を加える。

第四十三条中「第五十二条」を「第五十四条」に改める。

第四十九条中「第五十一条」の下に「から第五十三条まで」を加え、「第八条中」

を「第八条第一項中」に、「第二十四条第一項」を「第二十四条」に改める。

第五十四条を第五十六条とし、第五十三条を第五十五条とする。

第五十二条第二項中「第十三条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同条を第五十四条とし、第五十一条の次に次の二条を加える。

(警察本部長への情報提供依頼)

第五十二条 知事は、次に掲げる場合においては、県管住宅に入居しようとする者若

しくは現に同居し、若しくは同居しようとする者又は入居者若しくは同居者に関し、暴力団員であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 第八条第二項の規定による決定をしようとする場合(第五十四条の規定の適用を受ける場合を含む。)

二 第十二条第一項若しくは第十三条第一項の承認又は第四十条第一項の規定による請求(同項第七号に該当する場合に限る。)(をしようとする場合(第五十四条の規定の適用を受ける場合を含む。))

(知事への情報提供)

第五十三条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により入居者又は同居者が暴力団員であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十六日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第七十二号

山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成五年山梨県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「測定した」の下に「ものとした場合における」を、「超える」の下に「こととなる」を加え、「発して」を「生じさせて」に改める。

第四条中「違反して拡声機による暴騒音を発している者があるときは、その者」を「違反する行為(以下この条において「違反行為」という。)(が行われているときは、当該違反行為をしている者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 警察署長は、前項の規定による命令を受けた者が更に継続し、又は反復して違反行為をしたときは、その者に対し、二十四時間を超えない範囲内で時間を定め、かつ、区域を指定して、拡声機の使用の停止を命ずることができる。

第五条中「により発せられる」を「の使用により生ずる」に改める。

第六条第一項中「前二条」を「第四条第一項又は前条」に改め、「含む」の下に「次項において同じ。」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同

項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 警察署長は、第四条第二項の規定の施行に必要な限度において、警察官に拡声機が所在する場所に立ち入り、拡声機その他必要な物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

第八条第一項中「第四条」を「第四条第一項」に改め、「命令」の下に「又は同条第二項の規定による警察署長の命令」を加え、同条第二項中「第六条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。